

社債発行届出目論見書

平成 22 年 1 月

この届出目論見書により行う社債25,000百万円の募集（一般募集）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成22年1月27日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、利率等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

社債発行届出目論見書

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

目次

頁

表紙	
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3【新規発行による手取金の使途】	5
第2【売出要項】	5
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	6
第二部【公開買付けに関する情報】	7
第1【公開買付けの概要】	7
第2【統合財務情報】	7
第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	7
第三部【追完情報】	8
第四部【組込情報】	9
有価証券報告書（第4期）	10
第一部【企業情報】	11
第1【企業の概況】	11
1【主要な経営指標等の推移】	11
2【沿革】	13
3【事業の内容】	14
4【関係会社の状況】	17
5【従業員の状況】	19
第2【事業の状況】	20
1【業績等の概要】	20
2【生産、受注及び販売の状況】	23
3【対処すべき課題】	23
4【事業等のリスク】	24
5【経営上の重要な契約等】	30
6【研究開発活動】	31
7【財政状態及び経営成績の分析】	32
第3【設備の状況】	34
1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	34
2【道路資産】	36
第4【提出会社の状況】	40
1【株式等の状況】	40
2【自己株式の取得等の状況】	42
3【配当政策】	42
4【株価の推移】	42
5【役員の状況】	43
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	45

第5【経理の状況】	49
1【連結財務諸表等】	50
(1)【連結財務諸表】	50
(2)【その他】	94
2【財務諸表等】	95
(1)【財務諸表】	95
(2)【主な資産及び負債の内容】	121
(3)【その他】	125
第6【提出会社の株式事務の概要】	126
第7【提出会社の参考情報】	127
1【提出会社の親会社等の情報】	127
2【その他の参考情報】	127
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	128
第1【保証会社情報】	128
第2【保証会社以外の会社の情報】	128
1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	128
2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	128
3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	129
第3【指数等の情報】	131
[監査報告書]	
有価証券報告書の訂正報告書（第4期）	136
半期報告書（第5期中）	140
第一部【企業情報】	141
第1【企業の概況】	141
1【主要な経営指標等の推移】	141
2【事業の内容】	142
3【関係会社の状況】	143
4【従業員の状況】	143
第2【事業の状況】	144
1【業績等の概要】	144
2【生産、受注及び販売の状況】	145
3【対処すべき課題】	145
4【事業等のリスク】	145
5【経営上の重要な契約等】	145
6【研究開発活動】	145
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	146
第3【設備の状況】	149
1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	149
2【道路資産】	149
第4【提出会社の状況】	151
1【株式等の状況】	151
2【株価の推移】	152
3【役員の状況】	152
第5【経理の状況】	153
1【中間連結財務諸表等】	154
(1)【中間連結財務諸表】	154
(2)【その他】	188

2【中間財務諸表等】	189
(1)【中間財務諸表】	189
(2)【その他】	204
第6【提出会社の参考情報】	205
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	206
第1【保証会社情報】	206
第2【保証会社以外の会社の情報】	207
1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	207
2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	208
3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	208
第3【指数等の情報】	210
[中間監査報告書]	
第五部【提出会社の保証会社等の情報】	215
第1【保証会社情報】	215
第2【保証会社以外の会社の情報】	215
1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	215
2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	215
3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	215
第3【指数等の情報】	217
第六部【特別情報】	218
第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	218

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年1月27日
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 25,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	阪神高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金25,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金25,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	未定 （第267回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.10%を加えた率～同利回りに0.30%を加えた率を仮条件とする。（注）15）
利払日	毎年2月28日及び8月28日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 （1） 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年8月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月及び8月の各28日にその日までの前半箇年分を支払う。 （2） 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3） 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 （4） 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）「14. 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成26年12月19日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 （1） 本社債の元金は、平成26年12月19日にその総額を償還する。 （2） 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3） 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「14. 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

申込期間	平成22年2月12日 (注) 16
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成22年2月19日 (注) 16
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」という。）第8条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし
取得格付	1. 取得格付 AAA（トリプルA）（取得予定） 2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日（平成22年2月4日から平成22年2月12日までの間に取得する予定である。）

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

2. 社債管理者

株式会社みずほコーポレート銀行

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重畳的債務引受け

- (1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」という。）第15条第1項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第15条第1項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け（以下「本件債務引受け」という。）が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。
- (2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うものとする。
- (3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本（注）6に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。
- (4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第15条第2項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者（ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下「機構債券」という。）の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- (5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第15条第3項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。
- (6) 本件債務引受け後、本（注）4本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本（注）6において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。
- (7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。
- (8) 上記(2)、(3)及び(6)、本（注）5並びに本（注）10の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該承認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒しないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
- (3) 機構が、機構債券、道路債券、首都高速道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券（以上を総称して、以下「機構債券等」という。）又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
- (6) 当社が解散（合併の場合を除く。）の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなきとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第1項第3号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。
- (9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

5. 期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

- (1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務（機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。）について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 上記(1)及び(4)の公告は、本（注）6に定める方法による。

8. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
- (4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

9. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

10. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。
- (2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めを反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

11. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

12. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

13. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

15. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成22年2月4日から平成22年2月12日までの間に決定する予定であります。

16. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。

当該需要状況の把握期間は最長で平成22年1月27日から平成22年2月12日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成22年2月4日から平成22年2月12日までのいずれかの日を予定しております。また、払込期日についても平成22年2月12日から平成22年2月19日までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年2月4日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成22年2月12日」となることがありますのでご注意ください。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	12,500	1. 引受人は、本社債の全額につき、 共同して買取引受けを行う。 2. 本社債の引受手数料は、総額 5,375万円とする。
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	6,300	
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,200	
計	—	25,000	—

(注) 引受人、引受金額及び引受けの条件については、上記の通り内定しておりますが、平成22年2月4日から平成22年2月12日までの間に買取引受契約を調印する予定であります。

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に250万円を支払うこととしている。

(注) 社債管理者及び委託の条件については、上記の通り内定しておりますが、平成22年2月4日から平成22年2月12日までの間に社債管理委託契約を調印する予定であります。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
25,000	56	24,944

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額24,944百万円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金に充当する予定であります。

かかる新設、改築、修繕又は災害復旧の計画の内容については、後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第4期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 2 道路資産（3）道路資産の建設、除却等の計画」をご参照ください。

なお、有価証券届出書提出日（平成22年1月27日）現在において、第4期連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受けについて

当社は、高速道路会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）に基づき設立された事業法人であり、特措法に基づき行う高速道路（注1）の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしております。

当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日に機構との間で締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産（注2）が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。

当社と機構は、債務の引受けについては重畳的債務引受けの方法によること、債券債務が機構により重畳的に引き受けられた場合には、当社及び機構が同旨を社債管理者に通知し、かかる通知の後、遅滞なく同旨を公告すること等について確認しており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。本件債務引受けにより機構が当社から本社債にかかる債務を引き受けた場合には、機構法第15条第2項の規定により、本社債の社債権者は、機構の財産について他の債権者（ただし、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除きます。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。なお、本社債発行後に当社が新たに発行する社債が、本社債に先んじて機構により債務引受けされる場合があり、また、本社債にかかる債務引受けが適時に行われない場合には、本社債の元本の償還及び利払いが重要な影響を受ける可能性があります。協定の詳細については、後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第4期）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第4期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、有価証券届出書提出日（平成22年1月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は有価証券届出書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月26日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第4期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年7月1日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第5期中)	自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	平成21年12月25日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【事業年度】	第4期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益（百万円）	105,147	188,553	213,578	222,419
経常利益（百万円）	4,685	2,234	3,894	4,743
当期純利益（百万円）	1,194	1,702	2,934	3,604
純資産額（百万円）	21,194	22,897	25,831	31,442
総資産額（百万円）	173,132	232,225	256,539	272,374
1株当たり純資産額（円）	1,059.73	1,144.87	1,291.58	1,471.81
1株当たり当期純利益金額（円）	59.73	85.14	146.71	180.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円）	—	—	—	—
自己資本比率（％）	12.2	9.9	10.1	10.8
自己資本利益率（％）	5.8	7.7	12.0	13.0
株価収益率（倍）	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△4,273	△41,460	△17,366	△16,009
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△3,810	△4,389	△5,035	△4,244
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	15,823	44,689	23,050	15,401
現金及び現金同等物の期末残高 （百万円）	35,135	33,973	34,622	29,768
従業員数（人）	845	849	1,122	2,326
[外、平均臨時雇用人員]	[110]	[256]	[356]	[1,008]

(注) 1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 純資産額の算定にあたり、第2期連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

6. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益（百万円）	105,020	187,718	212,012	220,729
経常利益（百万円）	4,655	1,466	3,233	3,730
当期純利益（百万円）	1,179	1,251	2,503	3,117
資本金（百万円）	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額（百万円）	21,179	22,431	24,934	28,052
総資産額（百万円）	172,572	230,644	254,257	265,632
1株当たり純資産額（円）	1,058.98	1,121.55	1,246.74	1,402.60
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	— （—）	— （—）	— （—）	— （—）
1株当たり当期純利益金額（円）	58.98	62.57	125.19	155.86
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円）	—	—	—	—
自己資本比率（％）	12.3	9.7	9.8	10.6
自己資本利益率（％）	5.7	5.7	10.6	11.8
株価収益率（倍）	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	—
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	818 [109]	781 [110]	771 [171]	761 [177]

（注）1. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間
であります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 純資産額の算定にあたり、第2期事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業
会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する
会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用
しております。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨
時従業員数は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年 月	事 項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス(株)を株式取得により連結子会社化
平成18年1月	阪神高速サービス(株)が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術(株)を株式取得により連結子会社化
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）を締結
平成19年4月	高速道路における交通管理業務を総括的に実施させるため、(株)阪神パトロールを株式取得により連結子会社化し、阪神高速パトロール(株)に商号変更
平成19年12月	高速道路における料金收受業務を総括的に実施させるため、阪神高速トール大阪(株)（連結子会社）及び阪神高速トール神戸(株)（連結子会社）を設立
平成20年4月	阪神高速サービス(株)、阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)による(株)高速道路開発の株式取得により、(株)高速道路開発を連結子会社化
平成20年4月	阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)による(株)エイチエイチエス及び(株)コーベックスの株式取得により、(株)エイチエイチエス及び(株)コーベックスを連結子会社化
平成21年2月	阪神高速技術(株)の(株)ハイウェイ技研に対する議決権比率が過半数となったことにより、(株)ハイウェイ技研を連結子会社化
平成21年3月	(株)高速道路開発が、(株)エイチエイチエスを吸収合併 上記の協定を一部変更

3 【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社8社及び関連会社6社（平成21年3月31日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他の事業の3部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、大阪市、神戸市及び京都市等の区域の高速道路（注1）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

なお、高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含めないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられることとなります。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

事業の内容	会社名
保全点検・維持修繕業務	(連結子会社) 阪神高速技術(株)、(株)ハイウェイ技研（注3）
	(持分適用関連会社) (株)情報技術、(株)テクノ阪神、内外構造(株)、ハイウェイ管制(株) 阪神施設工業(株)、阪神施設調査(株)
料金収受業務	(連結子会社) 阪神高速トール大阪(株)、阪神高速トール神戸(株) (株)高速道路開発（注4）、(株)コーベックス
交通管理業務	(連結子会社) 阪神高速パトロール(株)
その他業務（注2）	(連結子会社) 阪神高速サービス(株)

(注) 1. 高速道路株式会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにこれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。

2. 高速道路事業に関する広報及びETC関連事業等であります。

3. (株)ハイウェイ技研は、平成21年4月1日に商号を阪神高速技研(株)に変更しております。

4. (株)高速道路開発は、平成21年3月1日に(株)エイチエイチエスと合併しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っており、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

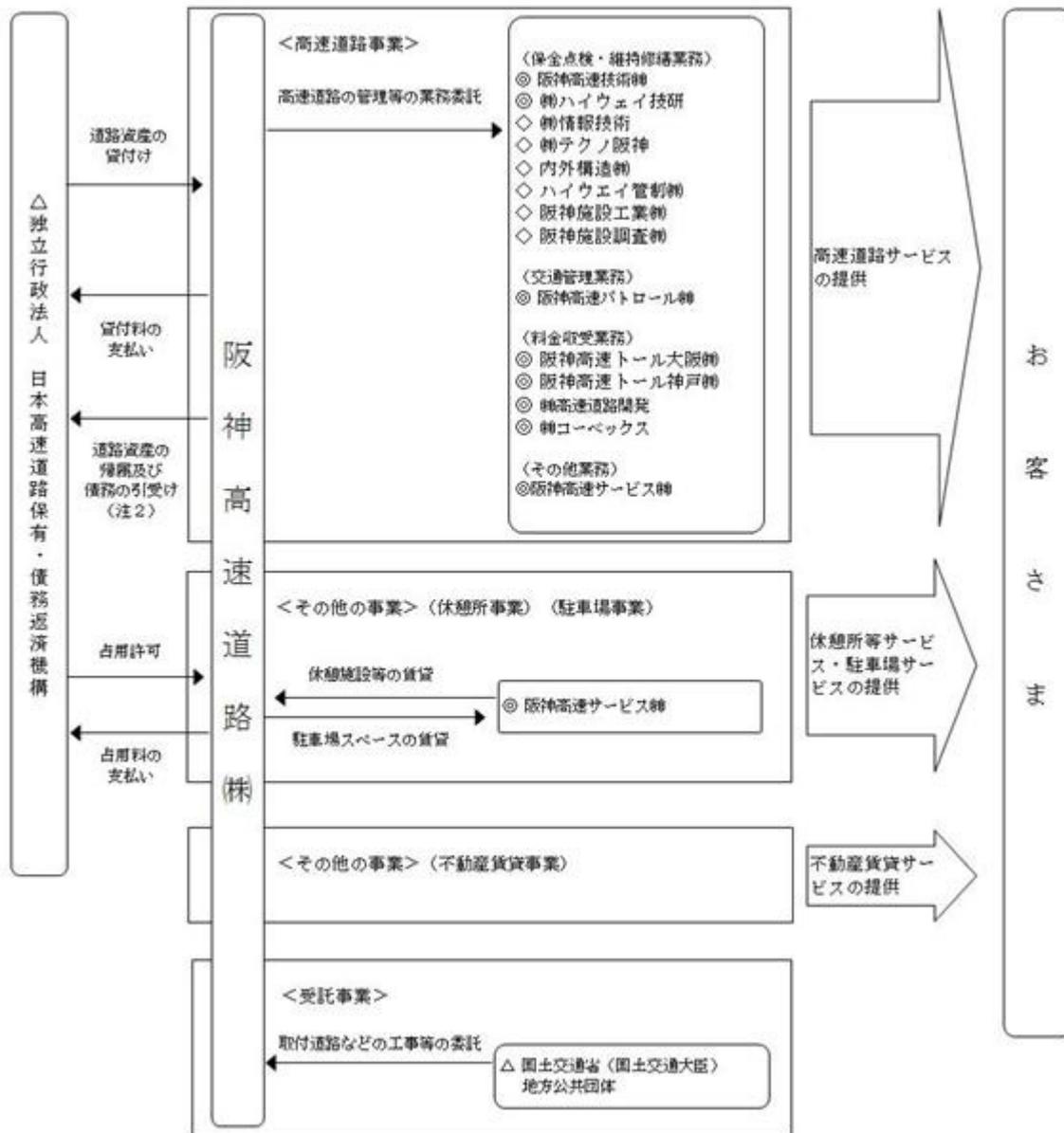
(3) その他の事業

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業を行っております。

休憩所等事業については、当社の管理するパーキングエリア（以下「PA」といいます。）のうち、レストラン・売店が設置されている6箇所において、当社が連結子会社である阪神高速サービス(株)に店舗部分を賃貸し、同社が営業・管理することにより運営しております。また、駐車場事業については、当社が機構から占用許可を受けている高架下等において、阪神高速サービス(株)が営業・管理することにより、運営しております。さらに、不動産

賃貸事業については、当社が所有する土地につき時間貸駐車場事業者への賃貸等を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. ◎は連結子会社、◇は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。

2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。



(注) 合併施行とは、府・県・市などの道路管理者と会社が協同で事業を実施する仕組みであります。道路管理者による街路事業が概成した後に有料道路事業を導入することにより、地方負担の軽減が図られるとともに、ネットワーク全体を会社が一元的に管理することが可能になります。当社では平成18年度から新たに認められた制度です。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
阪神高速サービス㈱	大阪市 西区	40	高速道路事業 その他の事業	100.0	休憩施設及び駐車場施設の運営、並びに、広報業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員2名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速技術㈱	大阪市 中央区	20	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速パトロール㈱	大阪市 西区	10	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の交通管理業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール大阪㈱	大阪市 西区	50	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の料金收受業務を実施しております（大阪地区）。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員3名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール神戸㈱	神戸市 中央区	50	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の料金收受業務を実施しております（兵庫地区）。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
㈱ハイウェイ技研	大阪市 西区	30	高速道路事業	55.6 (55.6) [44.4]	阪神高速道路の維持修繕業務に関する調査・設計等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
㈱高速道路開発	大阪市 中央区	50	高速道路事業	36.2 (36.2) [63.8]	阪神高速道路の料金收受業務に係る人材派遣業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
㈱コーベックス	神戸市 中央区	14	高速道路事業	43.3 (43.3) [56.7]	阪神高速道路の料金收受業務に係る人材派遣業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 連結子会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。

3. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
4. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者の所有割合で外数となっております。
5. ㈱ハイウェイ技研は、当連結会計年度中に株式取得により支配権を獲得したため、当連結会計年度末をみなし取得日として連結子会社化しております。また、同社は平成21年4月1日に商号を阪神高速技研㈱に変更しております。
6. ㈱高速道路開発及び㈱コーベックスは、株式取得により持分比率が増加し、連結財務諸表に与える重要性が増したため、当連結会計年度より連結子会社化しております。

(2) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
㈱情報技術	大阪市 西区	20	高速道路事業	11.0 (11.0) [9.0]	阪神高速道路のシステムに係る運用管理等業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
㈱テクノ阪神	大阪市 西区	20	高速道路事業	6.7 (6.7) [13.4]	阪神高速道路の機械設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
内外構造㈱	大阪市 中央区	21	高速道路事業	6.7 (6.7) [14.1]	阪神高速道路の構造物に係る保全点検業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
㈱ハイウェイ管制	大阪市 西区	40	高速道路事業	11.3 (11.3) [8.8]	阪神高速道路の電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております(大阪地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
阪神施設工業㈱	大阪市 港区	36	高速道路事業	4.7 (4.7) [15.5]	阪神高速道路の電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております(兵庫地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
阪神施設調査㈱	大阪市 西区	20	高速道路事業	10.0 (10.0) [13.3]	阪神高速道路の建物に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
 3. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者の所有割合で外数となっております。
 4. 上記の関連会社6社については、当連結会計年度中に株式取得により持分比率が増加したため、当連結会計年度末より持分法適用の関連会社を含めております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,101
受託事業	[958]
その他の事業	29 [4]
全社（共通）	196 [46]
計	2,326 [1,008]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ1,204名増加しておりますが、これは阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)が、平成20年4月1日より新たに事業を開始したこと並びに(株)コーベックス及び(株)ハイウェイ技研が新たに連結子会社となったこと等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
761 [177]	42.0	16.5	8,352,730

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、阪神公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、上期には世界的な燃料・原材料高騰を受けて景気の停滞感が広がり、下期には、米リーマン・ブラザーズ破綻に端を発する世界的な金融危機の影響により、戦後最も深刻な不況に見舞われました。

このような中、関西経済についても停滞感が強まり、全国水準に比べ堅調だった設備投資やアジア向けを中心とした輸出にも年度後半には陰りが見られるようになり、景気後退に転じました。

このような経営環境のもと、関西都市圏の交通の大動脈である阪神高速道路の使命に応えるべく、当社グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じた「お客さま満足」の実現を引き続き図ってきました。

高速道路事業におきましては、平成20年6月の京都地区での8号京都線（稲荷山トンネル）（2.7km）開通をはじめとして、各地区において建設を推進するとともに、既供用路線においても道路の維持管理の充実、交通安全対策や渋滞対策等の着実な実施に努めるなど、関西のくらしや経済の発展に貢献すべく、着実な事業の展開に努めてきました。

その他の事業におきましても、休憩所等事業につきましてお客さまの利便性向上に向けたパーキングエリア改修工事を実施したほか、駐車場事業、不動産賃貸事業、土木コンサルティング事業等を着実に展開してきました。

企業運営に関しましては、グループ各社と一体となった事業執行体制の見直し等による業務の効率化、有識者を交えたCS向上懇談会の設置・運営によるお客さまサービスの向上等に取り組んできました。

当連結会計年度における当社グループの営業収益は222,419百万円（前年同期比4.1%増）、営業利益は3,695百万円（同3.7%増）、経常利益は4,743百万円（同21.8%増）、当期純利益は3,604百万円（同22.8%増）となりました。

なお、事業の種類別セグメントの概要は次のとおりであります。

（高速道路事業）

高速道路事業につきましては、以下の取組みを進めました。

まず、営業路線に関しましては、神戸地区において阪神・淡路大震災復旧以来初めての通行止め工事による大規模補修を実施しました。また、「新渋滞対策アクションプログラム」や「交通安全対策アクションプログラム」に基づく渋滞対策や交通安全対策を着実に推進しました。

料金に関しましては、お客さまに利用していただきやすい料金制度を目指して、1日乗り放題となる企画割引（阪神高速周遊パス・おでかけパス）等を実施しました。また、平成21年1月には、昨年10月の「生活対策」や昨年12月の「道路特定財源の一般財源化等について」といった政府・与党決定等を踏まえ、国土交通省から示された「高速道路の有効活用・機能強化の進め方」に基づき、料金の引き下げの平成21年4月からの実施を決定しました。

E T Cに関しましては、普及促進策の積み重ね等により、平成21年1月にはE T C日別利用率が80%を突破しました。また、E T Cの更なる活用を目指し、E T Cを高速道路以外の料金のお支払いに利用できる「まちかどeサービス」の一環として、阪神高速道路のご通行の途中に沿道施設をご利用いただける「路外パーキング」の試行等新たな事業を開始しました。

環境への取組みに関しましては、関係者との調整を経て、従来よりも対象区間や割引率を拡大した環境ロードプライシング充実策の平成21年4月からの実施を決定しました。

建設中路線に関しましては、8号京都線（稲荷山トンネル）（2.7km）を平成20年6月に開通させ、京都地区の営業路線を拡充しました。また、大和川線の工事の開始により大阪南部地域の東西軸形成に着手するなど、建設中路線の整備促進に努め、概ね順調に進捗しています。

当連結会計年度における阪神高速道路の平均通行台数は、一日あたり約87万台（前年同期比3.2%減）となりました。前年同期に比べ普通車、大型車とも通行台数は減少（それぞれ前年同期比2.8%減、同7.7%減）しており、料金収入は170,373百万円（同4.5%減）となりました。また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、36,875百万円（前年同期比55.9%増）となりました。この結果、高速道路事業の営業収益は213,467百万円（前年同期比2.5%増）となりました。

一方、営業費用については、協定に基づく機構への貸付料（注）支払いや管理費用等により、210,126百万円（前年同期比2.5%増）となり、営業利益は3,340百万円（同5.5%増）となりました。

（注）「協定に基づく機構への貸付料」は、機構との協定に基づく変動貸付料制により、実績収入が協定に定める計画収入の変動幅を下回ったことに伴い9,148百万円減額されました。

(受託事業)

受託事業につきましては、京都市道高速道路1号線(新十条通)と街路の接続に係る工事をはじめとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等、経済性・効率性等の観点から当社グループが一体的に実施することが適当と認められる事業を受託し、営業収益は7,408百万円(前年同期比90.8%増)となりました。営業費用については、間接費における配賦比率増等により7,630百万円(前年同期比88.6%増)となり、営業損失は221百万円(同35.6%増)となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業を展開しました。

休憩施設でのサービス向上、駐車場施設の新規開設等増収に取り組むとともに、コスト縮減に努めました。その結果、その他の事業の営業収益は1,546百万円(前年同期比3.5%増)となり、営業利益は576百万円(前年同期比2.5%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益5,218百万円に加えて減価償却費6,179百万円、減損損失280百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加7,347百万円、仕入債務の減少8,314百万円、売上債権の増加9,334百万円、利息の支払額1,350百万円及び法人税等の支払額1,618百万円があったことにより、16,009百万円(前年同期比1,356百万円の減少)の資金流出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として料金收受機械及びE T C装置への設備投資等による固定資産の取得による支出6,420百万円があったものの、残地等の売却による固定資産の売却による収入711百万円があったことにより、4,244百万円(前年同期比790百万円の減少)の資金流出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、金融機関等からの長期借入れによる収入34,400百万円及び道路建設関係社債発行による収入22,543百万円の資金調達を実施した一方で、長期借入金の返済による支出41,431百万円などがあったことにより、15,401百万円(前年同期比7,649百万円の減少)の資金流入となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に連結損益計算書に計上される営業収益(道路資産完成高)は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に基づき機構に債務引き受けされることにより回収されることとなります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、連結キャッシュ・フロー計算書上、当該営業収益(道路資産完成高)は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、29,768百万円(前年同期比4,853百万円の減少)となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	金額(百万円)	
I 営業収益		
1. 料金収入	170,373	
2. 道路資産完成高	36,875	
3. その他の売上高	5,243	212,492
II 営業外収益		
1. 受取利息	7	
2. 有価証券利息	32	
3. 受取配当金	84	
4. 違約金収入	69	
5. 土地物件貸付料	47	
6. 寄付金収入	28	
7. 原因者負担金収入	10	
8. 雑収入	23	302
III 特別利益		
1. 固定資産売却益	161	
2. 回数券払戻引当金戻入額	838	999
高速道路事業営業収益等合計		213,794

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献すべく、民営化の三つの使命である①債務の確実な返済、②必要な道路を少ない国民負担で建設、③弾力的な料金設定や多様なサービスの提供に引き続き努めます。

さらに、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「中期経営計画」の達成に向けた更なる取組みの強化・重点化を進めます。

また、平成20年度に引き続き、平成21年度も厳しい経営状況が見込まれるため、グループ一体となって業務の効率化を含めメリハリの効いたコスト管理を行うと同時に、多様な料金施策やサービスの向上等により、お客さまの利便性向上に努め、利用促進を図ります。

具体的な取組みの内容は、次のとおりです。

<関西エリアに欠かせないネットワーク整備の促進>

大阪地区におきましては、都市再生環状道路を形成する淀川左岸線及び大和川線について、着実な事業進捗を図り早期完成を目指します。また、守口・松原両ジャンクションについても事業の進捗を図るほか、信濃橋ジャンクションの事業化に向けた取組みを進めます。

兵庫地区及び京都地区におきましては、完成予定まで2年以内となった神戸山手線及び8号京都線（斜久世橋区間）について、一層厳正な工程と事業費の管理に努めます。また、大阪湾岸道路西伸部の事業化に向けた取組みを進めます。

これらのネットワーク整備と合わせて、大和川高規格堤防をはじめとする地域の都市形成にも貢献していきます。

<企業理念に掲げる高速道路サービスの充実>

「生活対策」として実施中の新たな割引制度について、お客さまに理解を深めていただけるよう正確な情報提供を適切に行うとともに、上限額を抑えつつ、関係機関と十分に協議しながら段階的な対距離料金を検討していきます。

また、安全・安心・快適な道路サービスの提供のため、「新渋滞対策アクションプログラム」や「交通安全対策アクションプログラム」について、着実に取組みを進めます。加えて、「阪神高速道路株式会社事業継続計画（BCP）」を中核として当社グループ全体で地震へのリスク対応をより充実するとともに、積雪、浸水、新型インフルエンザ等の災害発生対策・危機管理にも怠りなく取り組みます。

IT技術によるサービス向上につきましては、交通安全の確保、交通情報の高度化等にIT技術を導入することについての検討を行います。

構造物の安全性向上については、補修方法についての調査・研究を進め、効果的な管理方策の確立に努めます。

<その他の事業の展開>

休憩所等事業につきましては、「PA改善アクションプラン」を引き続き推進し、パーキングエリアの改修工事を実施するなど、お客さまの安全で快適なドライブをサポートします。

駐車場事業につきましては、引き続き高架下未利用地での新規開発を進めるとともに、用途転換等を含む効率的経営を図ります。

また、都市高速道路の特性を活かしつつ環境面にも寄与する「大和川線シールド発生土再生活用事業」の本格化に取り組みます。

さらに、指定管理者として平成21年6月1日から業務を開始した「大阪港咲洲トンネル」について、道路管理ノウハウを活かし、効率的な運営に努めていきます。

<環境・景観面の取組み>

当社グループでは、「環境レポート」を継続的に発行するなど、社会の持続的発展に向けた環境への取組みを進めており、新たな取組みとして、低炭素社会づくりに向けた太陽光等の新エネルギーの活用を図ります。特に、リニューアルオープンした中島パーキングエリアについては、「e c oなパーキング」として、電気自動車の急速充

電器や光触媒塗布など先進的な設備を導入し、環境負荷の低減を目指します。

また、湾岸線において実施中の環境ロードプライシングの充実策について成果が得られるよう、関係業界への広報活動を行うなど具体的に行動するほか、景観面でも道路構造物と周辺景観との調和を高めるなど、市民や地元企業等と連携しながら、良好な都市景観の形成に寄与します。

<持続発展可能な企業としての取り組み>

当社グループ全体の総合経営力を強化し企業価値の最大化を図るため、グループ内の相互連携を深めつつ、経営効率の向上、業務の円滑化・適正化、当社グループの保有する技術やノウハウを最大限発揮できる事業環境の整備に努めるとともに、情報セキュリティレベルの向上やコンプライアンスの徹底に引き続き取り組みます。

また、戦略的・効果的な広報を展開するほか、大学での冠講座の設置等による学会・研究機関関係者との連携等、地域との連携・協力に関する多様な取り組みを実施します。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 当社を取り巻く関係法令の状況

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、「機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣の認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

高速道路会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更するときも同様です。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（当社、首都高速道路㈱、及び本州四国連絡高速道路㈱にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構と協定を締結したときは、国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

高速道路会社は許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

c 工事の廃止（第21条）

高速道路会社は許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交

通大臣の許可を受けなければなりません。

d 車両の通行方法の定め（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路会社は高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときは、この限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされており。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、当該工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。また、当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとるこ

とを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財

政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属 (第51条) a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社及び機構はそれぞれ、阪神公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳の債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、休憩所等事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、ETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然

災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、P A、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、回数通行券は、偽造券流通の社会問題化により平成17年8月1日をもってその利用が終了しており、当社グループでは、販売済み回数通行券の払戻しのため回数通行券払戻引当金を計上しておりますが、当社の想定している金額を超えた払戻し額となった場合は、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合等、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規程に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、① あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、② 計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当社及び機構は、京都市道高速道路1号線及び京都市道高速道路2号線の残工事の行程の精査を行い、平成20年6月23日付で「京都市道高速道路1号線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、京都市道高速道路2号線（京都府京都市伏見区竹田向代町川町から京都府京都市伏見区向島大黒まで）に関する工事の完成予定年月日を平成20年7月31日から平成23年3月31日に変更しております。なお、当該路線の供用に係る本線工事は、当初通り完成しております。

また、当社及び機構は、「生活対策（平成20年10月30日）」等に基づく高速道路料金の引き下げに必要な「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による一連の手続きとして、平成21年3月31日付で「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」を一部変更しております。

(2) 株式譲渡契約

当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)、阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)は、(株)エイチエイチエス、(株)高速道路開発及び(株)コーベックスの株式の譲受けのための譲渡契約を各々の株主と締結し、株式を取得しました。

なお、当該譲渡契約に基づく株式取得により(株)エイチエイチエス、(株)高速道路開発及び(株)コーベックスに対する持分比率が増加し、連結財務諸表に与える重要性が増したと判断したため、(株)エイチエイチエス、(株)高速道路開発及び(株)コーベックスについては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式譲渡の概要は次のとおりであります。

① 株式取得の目的

料金收受業務に関連する会社の株式を取得して連結子会社化し、高速道路の料金收受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値向上を図るためであります。

② 契約締結日、株式取得日、株式取得の相手会社の名称

取得会社	被取得会社	相手会社	契約締結日	取得日
阪神高速サービス(株)	(株)高速道路開発	(株)グローウェイ	平成20年4月1日	平成20年4月1日
阪神高速トール大阪(株)	(株)エイチエイチエス	三井生命保険(株)	平成20年4月1日	平成20年4月4日
	(株)高速道路開発	(株)損害保険ジャパン	平成20年3月31日	平成20年4月1日
	(株)コーベックス	(株)バイフレンド	平成20年3月31日	平成20年4月1日
		(株)エイチエイチエス	平成20年3月31日	平成20年4月1日
阪神高速トール神戸(株)	(株)エイチエイチエス	キンキ道路(株)	平成20年4月7日	平成20年4月22日
	(株)高速道路開発	日本興亜損害保険(株)	平成20年3月31日	平成20年4月1日
	(株)コーベックス	(株)グローウェイ	平成20年4月7日	平成20年4月10日
		(株)エイチエイチエス	平成20年4月7日	平成20年4月30日

③ 株式を取得した会社の名称、事業内容、規模

名称	(株)エイチエイチエス	(株)高速道路開発	(株)コーベックス
事業内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業
規模	資本金 40百万円 (注)	資本金 40百万円 (注)	資本金14百万円

(注) (株)エイチエイチエスと(株)高速道路開発とは、平成21年3月1日付けで合併し、存続会社の(株)高速道路開発の資本金は、50百万円であります。

④ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得会社	被取得会社	株式数	取得価額	持分比率
阪神高速サービス(株)	(株)高速道路開発	1,000株	2百万円	11.71%
阪神高速トール大阪(株)	(株)エイチエイチエス	160株	5百万円	9.30%
	(株)高速道路開発	800株	2百万円	9.37%
	(株)コーベックス	36株	2百万円	14.06%
阪神高速トール神戸(株)	(株)エイチエイチエス	160株	2百万円	9.30%
	(株)高速道路開発	800株	2百万円	9.37%
	(株)コーベックス	36株	2百万円	14.06%

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づき、また、第2期連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述の通り、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等を確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務は、当社と機構との間の連帯債務とされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得にかかる費用その他の付帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理しております。

② 回数券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で前年同期比4.1%増の222,419百万円となりました。高速道路事業については、関西経済の動向等を反映して通行台数が減少し、料金収入は170,373百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高36,875百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は213,467百万円となり、受託事業については、京都市道高速道路1号線（新十条通）と街路の接続に係る事業等により7,408百万円、その他の事業については1,546百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で前年同期比4.1%増の218,724百万円となりました。

その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い131,399百万円、道路資産完成原価36,875百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費41,851百万円等による高速道路事業営業費用210,126百万円、受託事業における完成、引渡しによる完成工事原価7,496百万円等による受託事業営業費用7,630百万円、その他の事業の営業費用969百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当連結会計年度における営業利益は、前年同期比3.7%増の3,695百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、寄付金収入686百万円等による1,410百万円であります。

また、当連結会計年度の営業外費用は、長期借入金の支払利息155百万円等による362百万円であります。

これらの営業外損益を計上した結果、当連結会計年度における経常利益は、前年同期比21.8%増の4,743百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、残地売却等による固定資産売却益162百万円、回数券払戻引当金の見直しによる取崩益838百万円等の計上により1,019百万円、特別損失は休憩所施設の減損損失280百万円等により、544百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、前年同期比14.0%増の5,218百万円となりました。

⑤ 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は、法人税等1,653百万円、少数株主損失39百万円を計上した結果、前年同期比22.8%増の3,604百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要

(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。

借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額8,742百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額7,635百万円の設備投資を行いました。

その他の事業については、当連結会計年度においては主に休憩所の改修等に総額446百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度においては主に社屋の改修等に総額659百万円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度において減損損失280百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) ※5 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成21年3月31日

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積千㎡)	ソフト ウェア	その他	合計	
中島集約料金所他 139箇所 (大阪市西淀川区他)	高速道路事業	料金徴収 施設等	13,776	25,455	— (—)	313	94	39,638	761 <177>
朝潮橋PA他5箇所 (大阪市港区他)	その他の事業	休憩施設	14	—	0 (0) [0]	—	0	14	
塚本1丁目他 (大阪市淀川区他)	その他の事業	賃貸用 敷地等	9	—	1,276 (10)	—	—	1,286	
本社他2事業所及び社 宅等 (大阪市中央区他)	全社	本社、管 理部庁舎 及び社宅 等	2,944	3	3,854 (61) [0]	1,745	161	8,710	

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は337百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

3. 有料駐車場等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は141百万円であります。なお、占用している土地の面積については、283千㎡であります。

4. すべての有料駐車場については、平成21年1月1日に当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱へ売却されております。

5. 現在休止中の主要な設備はありません。

6. 上記の他、主なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は、18百万円であります。
7. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。
8. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成21年3月31日

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
阪神高速サービス㈱	本店・神戸支店 (大阪市西区・ 神戸市中央区)	高速道路事業 その他の事業	駐車場設備等	458	—	— (—) [7]	24	49	14	546	44 <23>
阪神高速技術㈱	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	車両等	92	0	— (—)	273	96	51	513	120 <139>
阪神高速パトロール㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	4	0	— (—)	—	0	2	7	232 <34>
阪神高速トール大阪㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	23	10	— (—)	—	0	28	62	732 <388>
阪神高速トール神戸㈱	本社 (神戸市中央区)	高速道路事業	本社内装等	13	0	— (—)	—	12	6	32	412 <204>
㈱ハイウェイ技研	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	什器等	4	—	— (—)	6	1	17	29	13 <10>
㈱高速道路開発	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	本社内装等	14	4	0 (0)	—	4	3	26	8 <31>
㈱コーベックス	本社 (神戸市中央区)	高速道路事業	本社内装等	4	3	0 (0)	—	—	0	9	4 <2>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。
2. 有料駐車場等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は7百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。
5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設及び改修計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 営業中の料金所 他	京都市伏見区 他	高速道路事業	料金徴収施設 等	7,300	0	借入金及び 自己資金	平成21年4月	平成22年3月
当社 泉大津PA	泉大津市	その他の事業	休憩施設等	240	0	自己資金	平成21年4月	平成22年3月

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額46,173百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額36,875百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	修繕	平成20年6月	1,394
		平成20年9月	678
		平成20年12月	575
		平成21年3月	3,410
京都市道高速道路1号線等 に関する協定	京都市山科区西野山桜ノ馬場町～ 同市伏見区深草中川原町（新設）	平成20年6月	29,337
	京都市伏見区竹田向代町川町～ 同市同区向島大黒（新設）	平成20年8月	1,479
合計			36,875

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成21年3月31日

区分			年間賃借料（百万円）（注）
地域路線網	阪神圏	大阪府道高速大阪池田線	131,399
		大阪府道高速大阪守口線	
		大阪府道高速大阪東大阪線	
		大阪府道高速大阪松原線	
		大阪府道高速大阪堺線	
		大阪府道高速大阪西宮線	
		大阪府道高速湾岸線	
		大阪府道高速道路森小路線	
		大阪府道高速道路西大阪線	
		大阪府道高速道路淀川左岸線	
		兵庫県道高速大阪池田線	
		兵庫県道高速神戸西宮線	
		兵庫県道高速湾岸線	
		神戸市道高速道路2号線	
		兵庫県道高速北神戸線	
		神戸市道高速道路北神戸線	
	神戸市道高速道路湾岸線		
	京都圏	京都市道高速道路1号線	0
		京都市道高速道路2号線	
	合計		

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. また、これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、地域路線網（阪神圏・京都圏）の年間賃借料が、「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」の規定により、当該地域路線網における当連結会計年度の料金収入の金額に応じて、8,122百万円（阪神圏）及び1,025百万円（京都圏）減算されております。
3. 当連結会計年度末までに機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。
4. 賃借料には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
大阪府道高速大和川線 (堺市堺区築港八幡町～大阪府松原市三宅西7丁目)	239,391	42,745 [－]	平成11年10月	平成27年3月
大阪府道高速大和川線 (大阪府松原市三宅西7丁目～同市三宅中8丁目)	1,655	10 [－]	平成24年4月	平成25年3月
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区島屋2丁目～同市同区高見1丁目)	138,102	32,145 [－]	昭和63年2月	平成25年3月
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区高見1丁目～同市北区豊崎6丁目)	8,541	38 [－]	昭和63年2月	平成33年3月
神戸市道高速道路2号線 (神戸市長田区南駒栄町～同市同区蓮池町)	65,155	41,666 [－]	平成3年12月	平成23年3月
京都市道高速道路1号線 (京都市山科区西野山桜ノ馬場町～同市伏見区深草中川原町)	33,718	665 [29,337]	平成7年3月	平成23年3月
京都市道高速道路1号線 京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区深草中川原町～同市同区竹田向代町川町)	5,142	1,456 [－]	平成12年1月	平成23年3月
京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区竹田向代町川町～同市同区向島大黒)	24,022	106 [22,277]	平成12年1月	平成23年3月
大阪府道高速大阪守口線 (改築：守口ジャンクション) (大阪府守口市大日町付近)	9,268	393 [－]	平成19年4月	平成26年3月
大阪府道高速大阪松原線 (改築：松原ジャンクション改良) (大阪府松原市大堀付近)	9,136	61 [－]	平成19年4月	平成27年3月
大阪地区 (改築：防災安全対策等)	31,778	13,851 [－]	平成18年4月	平成24年3月
兵庫地区 (改築：防災安全対策等)	15,477	7,108 [－]	平成18年4月	平成24年3月

(注) 1. 高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には仕掛道路資産にかかる建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 当社設立(平成17年10月1日)以降においては、着手以前に生じた一般管理費相当額が含まれております。なお、当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。

4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に阪神公団が着手した時期を記載しているものがあります。

す。

5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の2連結会計年度において16,718百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で3,034百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内 容に制限のない標準 となる株式であり、 単元株式数は100株 であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	20,000,000	20,000,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、阪神公団は、民営化関係法施行法第6条の規定に基づき、平成17年10月1日に当社の設立に際して発行する株式の総数を引き受け、同法第7条及び第9条の規定に基づき、当社にその財産を出資しております。また、同公団が引き受けた株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、国及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(5)【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	7	—	—	—	—	—	—	7	—
所有株式数 (単元)	199,995	—	—	—	—	—	—	199,995	500
所有株式数の 割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 199,999,500	199,995	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては将来の機構への賃借料の支払いリスクに対応するために、高速道路事業以外の事業につきましては、新規事業への投資等に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	—	田中 宰	昭和15年11月1日生	昭和38年4月 松下電器産業(株)入社 平成11年6月 同社専務取締役同社東京代表 平成14年6月 官公庁・法人、パナソニックセンター、リサイクル事業推進担当 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社顧問 平成17年10月 当社代表取締役会長(現在)	(注3)	—
代表取締役 社長	—	木下 博夫	昭和18年1月5日生	昭和42年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成12年6月 国土事務次官 平成13年1月 国土交通省顧問 平成13年12月 阪神高速道路公団副理事長 平成16年7月 同公団理事長 平成17年10月 当社代表取締役社長(現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (総務人事部担当)	伊丹 二郎	昭和19年1月10日生	昭和42年4月 阪神高速道路公団入社 平成11年5月 同公団人事部長 平成13年6月 (財)阪神高速道路管理技術センター常務理事 平成14年6月 (社)阪神有料道路サービス協会常務理事 平成15年6月 (財)阪神高速道路協会専務理事 平成17年10月 当社常務取締役(現在) 平成18年6月 阪神高速サービス(株)取締役(現在) 平成19年4月 阪神高速パトロール(株)取締役(現在) 平成19年12月 阪神高速トール大阪(株)取締役(現在) 平成19年12月 阪神高速トール神戸(株)取締役(現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (建設事業部、技術部担当)	南部 隆秋	昭和23年10月23日生	昭和49年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成13年7月 国土交通省道路局国道課長 平成15年1月 同省四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年9月 国土交通省大臣官房付 平成17年10月 当社常務取締役(現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (経営企画部、事業開発室、ETC活用事業推進室担当)	幸 和範	昭和22年11月15日生	昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成15年5月 同公団工務部長 平成16年6月 同公団審議役 平成17年10月 当社執行役員 平成18年6月 阪神高速サービス(株)取締役(現在) 平成18年6月 阪神高速技術(株)取締役(現在) 平成18年6月 当社常務取締役(現在) 平成21年4月 阪神高速技研(株)取締役(現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (計画部担当)	丸岡 耕平	昭和24年3月8日生	昭和46年4月 大阪府入庁 平成14年4月 同府交通道路室長 平成15年4月 同府土木部技監 平成17年4月 同府土木部長 平成18年4月 同府都市整備部長 平成19年4月 大阪府道路公社理事長 平成19年7月 当社常務取締役(現在)	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	—	福田 博	昭和24年9月14日生	昭和49年4月 警察庁入庁 平成11年7月 同庁情報通信局情報通信企画課長 平成12年8月 岡山県警察本部長 平成14年8月 公安調査庁調査第一部長 平成16年8月 警察庁中国管区警察局長 平成17年10月 当社監査役(現在)	(注4)	—
監査役 (非常勤)	—	千畑 一郎	大正15年8月6日生	昭和23年4月 田辺製菓(株)入社 平成元年6月 同社代表取締役社長 平成9年6月 同社代表取締役会長 平成11年6月 同社相談役・名誉会長 平成12年12月 ホソカワミクロン(株)取締役 (現在) 平成15年4月 阪神高速道路公団顧問(非常勤) 平成17年10月 当社監査役(現在)	(注4)	—
監査役 (非常勤)	—	長田 昇	昭和22年3月20日生	昭和44年4月 大阪市入庁 平成8年4月 同市建設局副理事(大阪市都市整備協会出向) 平成10年4月 同市計画調整局地域計画担当部長 平成13年4月 同市建設局街路部長 平成15年4月 同市建設局理事(大阪市道路公社派遣) 平成17年4月 同市ゆとりとみどり振興局緑化総括技監 平成19年3月 同市退職 平成19年7月 当社監査役(現在) 平成19年7月 (財)阪神高速道路管理技術センター理事 平成21年4月 (財)阪神高速道路管理技術センター参与(現在)	(注5)	—
計						—

- (注) 1. 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 上記4名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。
- | | | |
|------|-------|-----------------|
| 執行役員 | 浅野 博司 | 経理部、監査室担当 |
| 執行役員 | 中林 正司 | 営業部、保全交通部担当 |
| 執行役員 | 山崎 昌二 | 環境景観室、情報システム部担当 |
3. 平成20年6月26日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成18年6月28日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成19年7月1日の就任時から退任した監査役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任した監査役の任期は、平成18年6月28日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと位置付けております。

具体的には、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役6名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する7名の執行役員（うち4名は取締役が兼務）を取締役に選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置、経営責任者会議は、原則として毎月2回開催し、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議は、原則として毎週1回開催し、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、委員の半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

② 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本的な考え方として、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」を定め、この体制に掲げる内部統制システムを整備し、運用しております。

(a) コンプライアンス推進に関する体制

取締役会決定、阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針その他社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会、社員相談・通報体制の運用を通じて、コンプライアンスに関する推進体制を整備し、社内のコンプライアンスの推進を図っております。

特に、契約からの暴力団等の排除その他反社会的勢力による不当要求等への対応については、警察等関係機関と連携を図りつつ、社内規則に基づき、着実に取組みを進めております。

(b) 個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びE T Cシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制の運用を通じて、個人情報の保護を図っております。

(c) 公正な入札の実施に関する体制

社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会、公正入札調査委員会など入札の公正性を保つための体制の運用を通じて、公正な入札の実施運用を図っております。

(d) 内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社監査規程に基づき、監査室を始めとする内部監査に関する体制の運用を通じて、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上等を図っております。

(e) 文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書（取締役の職務の執行に係る文書を含む。）の作成、保存等の管理に関する体制、情報セキュリティ委員会その他の全社的な情報セキュリティマネジメント体制（文書、E T Cシステムのセキュリティに関する体制を含む。）の運用を通じて、適切な情報の保存、管理等の推進を図っております。

(f) リスク管理に関する体制

全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、担当部門により対策を講ずるとともに、経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を運用しております。

特に、災害、システムダウン等への対応については、社内規則等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画（BCP）及びマニュアル等の着実な運用を図るとともに、想定される様々な災害等のリスクに対する取組み

を進めております。

(g) 取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員の業務分担を定める規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理しております。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、着実に効率的な業務推進を図っております。

(h) 子会社の管理に関する体制

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等（監査室による監査を含む。）の体制管理の運用を通じて、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図っております。

(i) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役室に専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させております。

監査役は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れることができるものとしております。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとしております。

(j) 監査役への報告等に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保しております。

また、監査役会との協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」に基づく重大な事項の報告、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施しております。

さらに、代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努めております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、5名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長まで報告されます。

監査役は、監査役会において定めた監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けて、4名のスタッフを置いております。監査役スタッフについては、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めております。また、取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を随時に報告することとしております。

④ 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 阿部 修二	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 林 由佳	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士11名及び会計士補等5名で構成されております。

⑤ 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

当社の社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬に対する報酬

	年間報酬総額（千円）
取締役（6名）	123,580
監査役（3名）	30,980
（うち社外監査役（3名））	（30,980）

- （注） 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。
3. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額11百万円を含めております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい重要なリスクのマネジメントについては、重要経営課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、当社を取り巻く各種リスクについて体系的に評価し、その上で経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するため、リスク対策状況についてモニタリングを行う「リスクマネジメント体制」を構築するとともに、リスクに対する社員の啓発・教育活動を実施しています。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループ会社の経営管理に関する社内規則を制定するなど、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

さらに、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

① 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

② 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役の職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

有価証券報告書提出日現在、当該契約は締結されていません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	—	—	44,300	—
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	44,300	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に準拠し、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,422	29,890
未収入金	19,363	29,809
未収還付法人税等	—	60
未収消費税等	—	131
有価証券	21,200	200
仕掛道路資産	138,270	145,591
原材料及び貯蔵品	—	179
その他のたな卸資産	149	—
受託業務前払金	12,909	11,097
繰延税金資産	196	286
その他	501	467
貸倒引当金	△17	△77
流動資産合計	205,996	217,637
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	21,059	20,899
減価償却累計額	△3,344	△3,540
建物及び構築物（純額）	17,715	17,359
機械装置及び運搬具	28,955	35,888
減価償却累計額	△6,571	△10,411
機械装置及び運搬具（純額）	22,383	25,477
土地	5,169	5,132
リース資産	—	343
減価償却累計額	—	△39
リース資産（純額）	—	304
建設仮勘定	1,312	1,203
その他	533	691
減価償却累計額	△253	△314
その他（純額）	280	376
有形固定資産合計	46,861	49,853
無形固定資産		
ソフトウェア	3,021	2,224
その他	47	30
無形固定資産合計	3,069	2,254
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 4	※1 1,659
繰延税金資産	121	218
その他	543	796

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
貸倒引当金	△55	△45
投資その他の資産合計	613	2,628
固定資産合計	50,543	54,736
資産合計	※2 256,539	※2 272,374
負債の部		
流動負債		
未払金	29,574	23,579
1年以内返済予定長期借入金	8,721	3,677
リース債務	—	51
未払法人税等	1,457	1,797
未払消費税等	185	318
受託業務前受金	13,009	12,364
前受金	1,549	1,098
賞与引当金	980	1,239
回数券払戻引当金	1,556	684
その他	※4 989	※4 1,134
流動負債合計	58,023	45,946
固定負債		
道路建設関係社債	※2 44,220	※2 66,784
道路建設関係長期借入金	103,961	97,651
長期借入金	5,222	9,544
リース債務	—	253
繰延税金負債	108	111
退職給付引当金	17,465	17,423
役員退職慰労引当金	42	70
ETCマイレージサービス引当金	719	771
負ののれん	—	1,504
その他	945	871
固定負債合計	172,684	194,985
負債合計	230,708	240,932

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	5,831	9,436
株主資本合計	25,831	29,436
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△0
評価・換算差額等合計	—	△0
少数株主持分	—	2,006
純資産合計	25,831	31,442
負債・純資産合計	256,539	272,374

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益	213,578	222,419
営業費用		
道路資産賃借料	139,999	131,399
高速道路等事業管理費及び売上原価	64,446	80,939
販売費及び一般管理費	※1 5,568	※1 6,385
営業費用合計	210,013	218,724
営業利益	3,564	3,695
営業外収益		
受取利息	77	74
受取配当金	—	10
違約金収入	—	69
土地物件貸付料	47	48
寄付金収入	203	686
原因者負担収入	13	10
保険解約返戻金	—	144
負ののれん償却額	93	241
その他	143	123
営業外収益合計	578	1,410
営業外費用		
支払利息	178	155
偽造ハイウェイカード損失	6	2
寄付金	—	143
その他	63	60
営業外費用合計	248	362
経常利益	3,894	4,743
特別利益		
固定資産売却益	※2 280	※2 162
回数券払戻引当金戻入額	1,696	838
投資有価証券売却益	—	0
投資有価証券償還益	—	18
貸倒引当金戻入額	1	—
免税事業者消費税等	81	—
特別利益合計	2,060	1,019

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
特別損失		
固定資産売却損	※3 17	※3 0
固定資産除却費	※4 146	※4 56
投資有価証券評価損	—	54
デリバティブ評価損	—	153
減損損失	※5 1,132	※5 280
仕掛道路資産修正損	80	—
特別損失合計	1,378	544
税金等調整前当期純利益	4,576	5,218
法人税、住民税及び事業税	1,768	1,523
過年度法人税等	—	317
法人税等調整額	△126	△187
法人税等合計	1,642	1,653
少数株主損失(△)	—	△39
当期純利益	2,934	3,604

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
前期末残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	10,000	10,000
利益剰余金		
前期末残高	2,897	5,831
当期変動額		
当期純利益	2,934	3,604
当期変動額合計	2,934	3,604
当期末残高	5,831	9,436
株主資本合計		
前期末残高	22,897	25,831
当期変動額		
当期純利益	2,934	3,604
当期変動額合計	2,934	3,604
当期末残高	25,831	29,436
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△0
当期変動額合計	—	△0
当期末残高	—	△0
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△0
当期変動額合計	—	△0
当期末残高	—	△0

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
少数株主持分		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	2,006
当期変動額合計	—	2,006
当期末残高	—	2,006
純資産合計		
前期末残高	22,897	25,831
当期変動額		
当期純利益	2,934	3,604
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	2,005
当期変動額合計	2,934	5,610
当期末残高	25,831	31,442

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,576	5,218
減損損失	1,132	280
減価償却費	5,196	6,179
負ののれん償却額	△93	△241
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	26	47
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△93	△83
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	15	△8
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1	249
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)	△1,770	△871
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金の増減額 (△は減少)	△1	—
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	144	52
受取利息	△77	△74
受取配当金	—	△10
支払利息	178	155
固定資産売却損益 (△は益)	—	△161
固定資産売却損	17	—
固定資産売却益	△280	—
固定資産除却費	146	56
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	54
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△0
投資有価証券償還損益 (△は益)	—	△18
デリバティブ評価損益 (△は益)	—	153
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,349	△9,334
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※4 △19,093	※4 △7,347
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,453	△8,314
未払又は未収消費税等の増減額	1,204	12
その他	△68	880
小計	△15,640	△13,129
利息及び配当金の受取額	72	88
利息の支払額	△1,453	△1,350
法人税等の支払額	△784	△1,618
法人税等の還付額	439	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△17,366	△16,009

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△5,800	△6,420
固定資産の売却による収入	572	711
固定資産の除却による支出	—	△33
投資有価証券の取得による支出	—	△864
投資有価証券の売却による収入	—	112
投資有価証券の償還による収入	—	800
定期預金の預入による支出	—	△100
定期預金の払戻による収入	—	256
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2 41	※2 1,065
子会社株式の取得による支出	—	△8
事業譲受による収入	※3 150	※3 250
事業譲受による支出	—	※3 △13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,035	△4,244
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	29,400	34,400
長期借入金の返済による支出	※4 △26,730	※4 △41,431
道路建設関係社債発行による収入	20,415	22,543
リース債務の返済による支出	—	△37
少数株主への配当金の支払額	—	△5
その他	△34	△68
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,050	15,401
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	648	△4,853
現金及び現金同等物の期首残高	33,973	34,622
現金及び現金同等物の期末残高	※1 34,622	※1 29,768

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 5社 連結子会社の名称 阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) 阪神高速パトロール(株) 阪神高速トール大阪(株) 阪神高速トール神戸(株)</p> <p>なお、阪神高速パトロール(株)については、平成19年4月1日付で株式の100%を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>また、阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)については、平成19年12月10日に株式の100%を出資して設立したため、同日より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス</p> <p>(連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 9社 連結子会社の名称 阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) 阪神高速パトロール(株) 阪神高速トール大阪(株) 阪神高速トール神戸(株) (株)ハイウェイ技研 (株)エイチエイチエス (株)高速道路開発 (株)コーベックス</p> <p>なお、(株)エイチエイチエス、(株)高速道路開発及び(株)コーベックスについては、株式取得により持分比率が増加し、連結財務諸表に与える重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。ただし、(株)エイチエイチエスについては、平成21年3月1日付で(株)高速道路開発と合併したため、合併期日までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を連結しております。</p> <p>また、(株)ハイウェイ技研は、当連結会計年度中に株式取得により支配権を獲得したため、当連結会計年度末をみなし取得日とし、貸借対照表のみを連結しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 (株)サナウイン</p> <p>(連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも解散決議を実施し清算手続き中のため、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（主要な会社名）</p> <p>非連結子会社 (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス</p> <p>関連会社 (株)ハイウェイ技研</p> <p>(持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 6社 関連会社の名称 (株)情報技術 (株)テクノ阪神 内外構造(株) ハイウエイ管制(株) 阪神施設工業(株) 阪神施設調査(株)</p> <p>上記の関連会社6社については、当連結会計年度中に株式取得により持分比率が増加したため、当連結会計年度末より持分法適用の関連会社に含めております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社 (主要な会社名) 非連結子会社 (株)サナウイン (持分法を適用しない理由) 非連結子会社は、いずれも解散決議を実施し清算手続き中のため、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法を採用しています。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>その他たな卸資産 主として個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 (時価のあるもの) 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>③ たな卸資産 評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。 仕掛道路資産 個別法を採用しております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>原材料及び貯蔵品 主として個別法を採用しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>						
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。</p>	建物及び構築物	5～60年	機械装置及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	<p>（会計方針の変更）</p> <p>従来、主として個別法による原価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。</p> <p>これにより損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>（追加情報）</p> <p>機械装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当連結会計年度より耐用年数を変更しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>③ リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>道路建設関係社債発行費</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
建物及び構築物	5～60年						
機械装置及び運搬具	5～17年						
その他	5～10年						

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数通行券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。 また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>⑥ マイレージ割引引当金 ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>⑥ ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(5) _____</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</p>	<p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>
<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積もりが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。</p>	<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積もりが可能なものについてはその見積年数で、その他については5年間で定額法により償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。</p>
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「その他たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。なお、前連結会計年度の「その他たな卸資産」は、149百万円であります。</p>
	<p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、当連結会計年度において、営業外収益の100分の10を超えたため区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は、49百万円であります。</p>
	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「固定資産売却益」(当連結会計年度は△162百万円)及び「固定資産売却損」(当連結会計年度は0百万円)は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い連結財務諸表の比較可能性を向上するため、当連結会計年度より「固定資産売却損益(△は益)」として表示しております。</p>

【追加情報】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>譲渡性預金は、当連結会計年度より改正後の「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 改正平成19年7月4日)及び「金融商品会計に関するQ&A」(会計制度委員会 改正平成19年11月6日)に基づき、当連結貸借対照表において「有価証券」として表示しております。なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の譲渡性預金は、それぞれ一百万円、21,200百万円であります。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">投資有価証券(株式) 4百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債44,220百万円(額面44,400百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 750,600百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 18,281百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金 が3,687百万円減少しております。</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定</p> <p>当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高234百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>	<p>※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">投資有価証券(株式) 22百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債66,784百万円(額面67,000百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 624,100百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 18,265百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金 が2,142百万円減少しております。</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定</p> <p>当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高117百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。		※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	899百万円	役員報酬	327百万円
修繕費	149百万円	役員退職慰労引当金繰入額	20百万円
調査費	223百万円	給与手当	1,360百万円
減価償却費	504百万円	賞与引当金繰入額	146百万円
利用促進費	916百万円	退職給付費用	153百万円
賞与引当金繰入額	112百万円	減価償却費	565百万円
退職給付費用	148百万円	地代家賃	288百万円
役員退職慰労引当金繰入額	13百万円	租税公課	288百万円
マイレージ割引引当金繰入額	1,387百万円	E T Cマイレージサービス引当金繰入額	1,496百万円
		利用促進費	695百万円
※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。		※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。	
建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	0百万円
土地	280百万円	土地	162百万円
計	280百万円	ソフトウェア	0百万円
		計	162百万円
※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。		※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。	
機械装置及び運搬具	0百万円	建物及び構築物	0百万円
土地	17百万円	機械装置及び運搬具	0百万円
計	17百万円	土地	0百万円
		計	0百万円
※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。		※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。	
建物及び構築物	49百万円	建物及び構築物	48百万円
機械装置及び運搬具	97百万円	その他(工具、器具及び備品)	5百万円
その他	0百万円	ソフトウェア	2百万円
計	146百万円	その他(無形固定資産)	0百万円
		計	56百万円
※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。		※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。	
用途	種類	場所	計上額
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市 ほか	968百万円
	土地		6百万円
	その他(工具器具備品)		13百万円
	(小計)		988百万円
遊休不動産	土地	大阪市阿倍野区 ほか	144百万円
(合計)			1,132百万円
用途	種類	場所	計上額
休憩所施設	建物及び構築物	神戸市中央区 ほか	88百万円
	その他(工具、器具及び備品)		2百万円
	建設仮勘定		189百万円
	(合計)		280百万円

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。</p> <p>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</p> <p>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</p> <p>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</p> <p>休憩所施設 (減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p> <p>遊休不動産 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。</p>	<p>(資産のグルーピング) 同左</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																						
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">13,422百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">21,200百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34,622百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	13,422百万円	有価証券勘定	21,200百万円	現金及び現金同等物	34,622百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">29,890百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△221百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,768百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	29,890百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	100百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△221百万円	現金及び現金同等物	29,768百万円																																								
現金及び預金勘定	13,422百万円																																																						
有価証券勘定	21,200百万円																																																						
現金及び現金同等物	34,622百万円																																																						
現金及び預金勘定	29,890百万円																																																						
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	100百万円																																																						
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△221百万円																																																						
現金及び現金同等物	29,768百万円																																																						
<p>※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 阪神高速パトロール株式会社の株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">323百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△171百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△54百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">△93百万円</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△78百万円</td> </tr> <tr> <td>差引: 阪神高速パトロール(株)株式取得による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">41百万円</td> </tr> </table>	流動資産	323百万円	固定資産	31百万円	流動負債	△171百万円	固定負債	△54百万円	負ののれん	△93百万円	株式の取得価額	37百万円	現金及び現金同等物	△78百万円	差引: 阪神高速パトロール(株)株式取得による収入	41百万円	<p>※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに(株)エイチエイチエスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">448百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">989百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△159百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△28百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">△345百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△892百万円</td> </tr> <tr> <td>上記連結子会社株式の既取得価額</td> <td style="text-align: right;">△4百万円</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△50百万円</td> </tr> <tr> <td>差引: (株)エイチエイチエス株式取得による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42百万円</td> </tr> </table> <p>株式の取得により新たに(株)高速道路開発を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">491百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">992百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△360百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△31百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">△325百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△759百万円</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△283百万円</td> </tr> <tr> <td>差引: (株)高速道路開発株式取得による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">276百万円</td> </tr> </table>	流動資産	448百万円	固定資産	989百万円	流動負債	△159百万円	固定負債	△28百万円	負ののれん	△345百万円	少数株主持分	△892百万円	上記連結子会社株式の既取得価額	△4百万円	株式の取得価額	7百万円	現金及び現金同等物	△50百万円	差引: (株)エイチエイチエス株式取得による収入	42百万円	流動資産	491百万円	固定資産	992百万円	流動負債	△360百万円	固定負債	△31百万円	負ののれん	△325百万円	少数株主持分	△759百万円	株式の取得価額	6百万円	現金及び現金同等物	△283百万円	差引: (株)高速道路開発株式取得による収入	276百万円
流動資産	323百万円																																																						
固定資産	31百万円																																																						
流動負債	△171百万円																																																						
固定負債	△54百万円																																																						
負ののれん	△93百万円																																																						
株式の取得価額	37百万円																																																						
現金及び現金同等物	△78百万円																																																						
差引: 阪神高速パトロール(株)株式取得による収入	41百万円																																																						
流動資産	448百万円																																																						
固定資産	989百万円																																																						
流動負債	△159百万円																																																						
固定負債	△28百万円																																																						
負ののれん	△345百万円																																																						
少数株主持分	△892百万円																																																						
上記連結子会社株式の既取得価額	△4百万円																																																						
株式の取得価額	7百万円																																																						
現金及び現金同等物	△50百万円																																																						
差引: (株)エイチエイチエス株式取得による収入	42百万円																																																						
流動資産	491百万円																																																						
固定資産	992百万円																																																						
流動負債	△360百万円																																																						
固定負債	△31百万円																																																						
負ののれん	△325百万円																																																						
少数株主持分	△759百万円																																																						
株式の取得価額	6百万円																																																						
現金及び現金同等物	△283百万円																																																						
差引: (株)高速道路開発株式取得による収入	276百万円																																																						

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																				
	<p>株式の取得により新たに㈱コーベックスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">624百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">298百万円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">△139百万円</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td style="text-align: right;">△2百万円</td></tr> <tr><td>負ののれん</td><td style="text-align: right;">△298百万円</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td style="text-align: right;">△476百万円</td></tr> <tr><td>上記連結子会社株式の既取得価額</td><td style="text-align: right;">△1百万円</td></tr> <tr><td>株式の取得価額</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">△419百万円</td></tr> <tr><td>差引：㈱コーベックス</td><td style="text-align: right;">414百万円</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">株式取得による収入</p>	流動資産	624百万円	固定資産	298百万円	流動負債	△139百万円	固定負債	△2百万円	負ののれん	△298百万円	少数株主持分	△476百万円	上記連結子会社株式の既取得価額	△1百万円	株式の取得価額	5百万円	現金及び現金同等物	△419百万円	差引：㈱コーベックス	414百万円
流動資産	624百万円																				
固定資産	298百万円																				
流動負債	△139百万円																				
固定負債	△2百万円																				
負ののれん	△298百万円																				
少数株主持分	△476百万円																				
上記連結子会社株式の既取得価額	△1百万円																				
株式の取得価額	5百万円																				
現金及び現金同等物	△419百万円																				
差引：㈱コーベックス	414百万円																				
	<p>株式の取得により新たに㈱ハイウェイ技研を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">479百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">70百万円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">△96百万円</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td style="text-align: right;">△141百万円</td></tr> <tr><td>負ののれん</td><td style="text-align: right;">△171百万円</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td style="text-align: right;">△138百万円</td></tr> <tr><td>株式の取得価額</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">△333百万円</td></tr> <tr><td>差引：㈱ハイウェイ技研</td><td style="text-align: right;">331百万円</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">株式取得による収入</p>	流動資産	479百万円	固定資産	70百万円	流動負債	△96百万円	固定負債	△141百万円	負ののれん	△171百万円	少数株主持分	△138百万円	株式の取得価額	2百万円	現金及び現金同等物	△333百万円	差引：㈱ハイウェイ技研	331百万円		
流動資産	479百万円																				
固定資産	70百万円																				
流動負債	△96百万円																				
固定負債	△141百万円																				
負ののれん	△171百万円																				
少数株主持分	△138百万円																				
株式の取得価額	2百万円																				
現金及び現金同等物	△333百万円																				
差引：㈱ハイウェイ技研	331百万円																				
<p>※3 事業の譲受により増加した資産及び負債の主な内訳 当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が社団法人阪神有料道路サービス協会からの事業譲受により増加した資産及び負債は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産</td><td style="text-align: right;">387百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">62百万円</td></tr> <tr><td>資産合計</td><td style="text-align: right;">450百万円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td style="text-align: right;">600百万円</td></tr> <tr><td>負債合計</td><td style="text-align: right;">600百万円</td></tr> </table>	流動資産	387百万円	固定資産	62百万円	資産合計	450百万円	流動負債	600百万円	負債合計	600百万円	<p>※3 事業の譲受により増加した資産及び負債の主な内訳 当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱が㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイからの事業譲受により増加した資産及び負債は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> <tr><td>資産合計</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> </table> <p>当社の連結子会社である阪神高速トール神戸㈱が㈱コーベックス及び㈱サナウィンからの事業譲受により増加した資産及び負債は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> <tr><td>資産合計</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> </table>	固定資産	6百万円	資産合計	6百万円	固定資産	6百万円	資産合計	6百万円		
流動資産	387百万円																				
固定資産	62百万円																				
資産合計	450百万円																				
流動負債	600百万円																				
負債合計	600百万円																				
固定資産	6百万円																				
資産合計	6百万円																				
固定資産	6百万円																				
資産合計	6百万円																				

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>						
<p>※4 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△19,093百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額23,647百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△26,730百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額25,425百万円が含まれております。</p>	<p>当社の連結子会社である(株)高速道路開発が(株)ベイフレンドからの事業譲受により増加した資産及び負債は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">259百万円</td> </tr> </table> <p>※4 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△7,347百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額36,875百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△41,431百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額38,820百万円が含まれております。</p>	流動資産	250百万円	固定資産	9百万円	資産合計	259百万円
流動資産	250百万円						
固定資産	9百万円						
資産合計	259百万円						

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具器具備品)</td> <td style="text-align: center;">79</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">49</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">115</td> <td style="text-align: center;">39</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">57百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">82百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	13	1	11	その他 (工具器具備品)	79	29	49	ソフトウェア	22	8	14	合計	115	39	75	1年以内	24百万円	1年超	57百万円	合計	82百万円	支払リース料	29百万円	減価償却費相当額	22百万円	支払利息相当額	9百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における駐車場設備 (構築物) 及び事務用機器であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具、器具及び備品)</td> <td style="text-align: center;">140</td> <td style="text-align: center;">68</td> <td style="text-align: center;">71</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">215</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">115</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">79百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">122百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	48	15	33	その他 (工具、器具及び備品)	140	68	71	ソフトウェア	26	16	9	合計	215	100	115	1年以内	43百万円	1年超	79百万円	合計	122百万円	支払リース料	52百万円	減価償却費相当額	43百万円	支払利息相当額	9百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
機械装置及び運搬具	13	1	11																																																														
その他 (工具器具備品)	79	29	49																																																														
ソフトウェア	22	8	14																																																														
合計	115	39	75																																																														
1年以内	24百万円																																																																
1年超	57百万円																																																																
合計	82百万円																																																																
支払リース料	29百万円																																																																
減価償却費相当額	22百万円																																																																
支払利息相当額	9百万円																																																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
機械装置及び運搬具	48	15	33																																																														
その他 (工具、器具及び備品)	140	68	71																																																														
ソフトウェア	26	16	9																																																														
合計	215	100	115																																																														
1年以内	43百万円																																																																
1年超	79百万円																																																																
合計	122百万円																																																																
支払リース料	52百万円																																																																
減価償却費相当額	43百万円																																																																
支払利息相当額	9百万円																																																																

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">147,575百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,811,883百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,959,458百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p>	1年以内	147,575百万円	1年超	8,811,883百万円	合計	8,959,458百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">133,676百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,369,619百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,503,295百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">145百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">174百万円</td> </tr> </table>	1年以内	133,676百万円	1年超	8,369,619百万円	合計	8,503,295百万円	1年以内	29百万円	1年超	145百万円	合計	174百万円
1年以内	147,575百万円																		
1年超	8,811,883百万円																		
合計	8,959,458百万円																		
1年以内	133,676百万円																		
1年超	8,369,619百万円																		
合計	8,503,295百万円																		
1年以内	29百万円																		
1年超	145百万円																		
合計	174百万円																		

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成20年3月31日)

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
譲渡性預金	21,200
合計	21,200

2. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

区分	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
その他有価証券				
譲渡性預金	21,200	—	—	—
合計	21,200	—	—	—

(注) 譲渡性預金は、当連結会計年度より連結貸借対照表において「有価証券」として表示しております。

当連結会計年度(平成21年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	25	37	11
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	750	753	2
	②社債	200	206	6
	③その他	136	149	13
	小計	1,112	1,146	33
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	55	50	△5
	(2) 債券			
	その他	438	405	△33
	(3) その他	15	15	0
	小計	509	470	△38
合計		1,622	1,617	△5

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において、時価のある有価証券の一部について減損処理を行い、投資有価証券評価損54百万円及びデリバティブ評価損153百万円を計上しております。また、債券には、複合金融商品が含まれております。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
102	0	—

3. 時価評価されていない主な有価証券の内訳

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) その他有価証券	
譲渡性預金	100
MMF	100
非上場株式	20
合計	220

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券				
①国債・地方債等	—	753	—	—
②社債	—	206	—	—
③その他	—	122	—	432
(2) その他	100	—	—	—
合計	100	1,081	—	432

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

①取引の内容

一部の連結子会社が、デリバティブが組み込まれた複合金融商品(仕組債)を保有しております。

②取引に関する取組方針

仕組債は、子会社の内部規程に基づき取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しております。

③取引の利用目的

仕組債は、運用収益の確保を目的としております。

④取引に係るリスクの内容

仕組債は、発行会社の信用リスクのほか、取引によっては株価、為替相場、市場金利等の変動リスクを有しておりますが、仕組債の契約先を信用度の高い金融機関に限定しております。

⑤取引に係るリスク管理体制

仕組債のリスクの管理は、子会社の経理担当部門が、為替相場及び市場金利の動向、債券の格付等を踏まえ取締役会において定期的に運用状況を報告するなど、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えております。

2. 取引の時価等に関する事項

(債券関連)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	594	594	432	△ 161
合計		594	594	432	△ 161

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
2. デリバティブが組み込まれた商品であります。
3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。
4. 契約額等については、当該複合金融商品の期首帳簿価額を表示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を、また連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度もしくは、適格退職年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度末 (平成20年3月31日) (百万円)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△24,335	△25,712
ロ. 年金資産	7,214	5,686
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△17,121	△20,026
ニ. 未認識数理計算上の差異	△344	2,603
ホ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	△17,465	△17,423
ヘ. 前払年金費用	—	—
ト. 退職給付引当金 (ホ+ヘ)	△17,465	△17,423

(注) 連結子会社は退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) (百万円)
イ. 勤務費用 (注1) (注2)	1,008	1,003
ロ. 利息費用	495	476
ハ. 期待運用収益	△310	△277
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△45	△43
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	—	—
ヘ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,147	1,158

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%	2.0%
ハ. 期待運用収益率	4.0%	4.0%
ニ. 数理計算上の差異の費用処理年数	10年 (各連結会計年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法により按分し た額をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとしており ます。)	10年 (各連結会計年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法により按分し た額をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとしており ます。)
ホ. 過去勤務債務の費用処理年数	一括費用処理	一括費用処理

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																																																																																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">7,099百万円</td></tr> <tr><td>回数通行券払戻引当金</td><td style="text-align: right;">632百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">399百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">141百万円</td></tr> <tr><td>マイレージ割引引当金</td><td style="text-align: right;">292百万円</td></tr> <tr><td>未払工事費用</td><td style="text-align: right;">358百万円</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失</td><td style="text-align: right;">496百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">366百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">9,786百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△9,446百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">339百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産圧縮特別勘定</td><td style="text-align: right;">△108百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△22百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△130百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">209百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産－繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">196百万円</td></tr> <tr><td>固定資産－繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">121百万円</td></tr> <tr><td>固定負債－繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">△108百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.64%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久差異</td><td style="text-align: right;">1.75%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.52%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△5.97%</td></tr> <tr><td>法人税特別控除等</td><td style="text-align: right;">△0.25%</td></tr> <tr><td>負ののれん償却額</td><td style="text-align: right;">△0.83%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.02%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">35.88%</td></tr> </table>	退職給付引当金	7,099百万円	回数通行券払戻引当金	632百万円	賞与引当金	399百万円	未払事業税	141百万円	マイレージ割引引当金	292百万円	未払工事費用	358百万円	固定資産減損損失	496百万円	その他	366百万円	繰延税金資産小計	9,786百万円	評価性引当額	△9,446百万円	繰延税金資産合計	339百万円	固定資産圧縮特別勘定	△108百万円	その他	△22百万円	繰延税金負債合計	△130百万円	繰延税金資産の純額	209百万円	流動資産－繰延税金資産	196百万円	固定資産－繰延税金資産	121百万円	固定負債－繰延税金負債	△108百万円	法定実効税率	40.64%	(調整)		交際費等永久差異	1.75%	住民税均等割	0.52%	評価性引当額	△5.97%	法人税特別控除等	△0.25%	負ののれん償却額	△0.83%	その他	0.02%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.88%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">7,080百万円</td></tr> <tr><td>回数券払戻引当金</td><td style="text-align: right;">278百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">507百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">152百万円</td></tr> <tr><td>E T Cマイレージサービス引当金</td><td style="text-align: right;">313百万円</td></tr> <tr><td>未払工事費用</td><td style="text-align: right;">248百万円</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失</td><td style="text-align: right;">608百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">115百万円</td></tr> <tr><td>負ののれん</td><td style="text-align: right;">136百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">241百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">343百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">10,026百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△9,507百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">518百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産圧縮特別勘定</td><td style="text-align: right;">△108百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△17百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△125百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">393百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産－繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">286百万円</td></tr> <tr><td>固定資産－繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">218百万円</td></tr> <tr><td>固定負債－繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">△111百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.64%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久差異</td><td style="text-align: right;">0.40%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.45%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△8.49%</td></tr> <tr><td>法人税特別控除等</td><td style="text-align: right;">△0.09%</td></tr> <tr><td>負ののれん償却額</td><td style="text-align: right;">△1.51%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.28%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">31.68%</td></tr> </table>	退職給付引当金	7,080百万円	回数券払戻引当金	278百万円	賞与引当金	507百万円	未払事業税	152百万円	E T Cマイレージサービス引当金	313百万円	未払工事費用	248百万円	固定資産減損損失	608百万円	投資有価証券評価損	115百万円	負ののれん	136百万円	繰越欠損金	241百万円	その他	343百万円	繰延税金資産小計	10,026百万円	評価性引当額	△9,507百万円	繰延税金資産合計	518百万円	固定資産圧縮特別勘定	△108百万円	その他	△17百万円	繰延税金負債合計	△125百万円	繰延税金資産の純額	393百万円	流動資産－繰延税金資産	286百万円	固定資産－繰延税金資産	218百万円	固定負債－繰延税金負債	△111百万円	法定実効税率	40.64%	(調整)		交際費等永久差異	0.40%	住民税均等割	0.45%	評価性引当額	△8.49%	法人税特別控除等	△0.09%	負ののれん償却額	△1.51%	その他	0.28%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.68%
退職給付引当金	7,099百万円																																																																																																																		
回数通行券払戻引当金	632百万円																																																																																																																		
賞与引当金	399百万円																																																																																																																		
未払事業税	141百万円																																																																																																																		
マイレージ割引引当金	292百万円																																																																																																																		
未払工事費用	358百万円																																																																																																																		
固定資産減損損失	496百万円																																																																																																																		
その他	366百万円																																																																																																																		
繰延税金資産小計	9,786百万円																																																																																																																		
評価性引当額	△9,446百万円																																																																																																																		
繰延税金資産合計	339百万円																																																																																																																		
固定資産圧縮特別勘定	△108百万円																																																																																																																		
その他	△22百万円																																																																																																																		
繰延税金負債合計	△130百万円																																																																																																																		
繰延税金資産の純額	209百万円																																																																																																																		
流動資産－繰延税金資産	196百万円																																																																																																																		
固定資産－繰延税金資産	121百万円																																																																																																																		
固定負債－繰延税金負債	△108百万円																																																																																																																		
法定実効税率	40.64%																																																																																																																		
(調整)																																																																																																																			
交際費等永久差異	1.75%																																																																																																																		
住民税均等割	0.52%																																																																																																																		
評価性引当額	△5.97%																																																																																																																		
法人税特別控除等	△0.25%																																																																																																																		
負ののれん償却額	△0.83%																																																																																																																		
その他	0.02%																																																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.88%																																																																																																																		
退職給付引当金	7,080百万円																																																																																																																		
回数券払戻引当金	278百万円																																																																																																																		
賞与引当金	507百万円																																																																																																																		
未払事業税	152百万円																																																																																																																		
E T Cマイレージサービス引当金	313百万円																																																																																																																		
未払工事費用	248百万円																																																																																																																		
固定資産減損損失	608百万円																																																																																																																		
投資有価証券評価損	115百万円																																																																																																																		
負ののれん	136百万円																																																																																																																		
繰越欠損金	241百万円																																																																																																																		
その他	343百万円																																																																																																																		
繰延税金資産小計	10,026百万円																																																																																																																		
評価性引当額	△9,507百万円																																																																																																																		
繰延税金資産合計	518百万円																																																																																																																		
固定資産圧縮特別勘定	△108百万円																																																																																																																		
その他	△17百万円																																																																																																																		
繰延税金負債合計	△125百万円																																																																																																																		
繰延税金資産の純額	393百万円																																																																																																																		
流動資産－繰延税金資産	286百万円																																																																																																																		
固定資産－繰延税金資産	218百万円																																																																																																																		
固定負債－繰延税金負債	△111百万円																																																																																																																		
法定実効税率	40.64%																																																																																																																		
(調整)																																																																																																																			
交際費等永久差異	0.40%																																																																																																																		
住民税均等割	0.45%																																																																																																																		
評価性引当額	△8.49%																																																																																																																		
法人税特別控除等	△0.09%																																																																																																																		
負ののれん償却額	△1.51%																																																																																																																		
その他	0.28%																																																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.68%																																																																																																																		

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	208,202	3,882	1,493	213,578	—	213,578
(2) セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	208,202	3,882	1,493	213,578	—	213,578
営業費用	205,037	4,046	930	210,013	—	210,013
営業利益又は営業損失(△)	3,165	△163	562	3,564	—	3,564
II. 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出						
資産	197,177	13,104	1,819	212,102	44,437	256,539
減価償却費	4,058	—	133	4,192	1,003	5,196
減損損失	—	—	988	988	144	1,132
資本的支出	6,706	—	303	7,009	529	7,539

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、44,437百万円であり、その主なものは各事業共用の固定資産、当社の余剰運用資金等であります。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	213,467	7,408	1,543	222,419	—	222,419
(2) セグメント間の内部売上高	—	—	2	2	△2	—
計	213,467	7,408	1,546	222,421	△2	222,419
営業費用	210,126	7,630	969	218,726	△2	218,724
営業利益又は営業損失（△）	3,340	△221	576	3,695	—	3,695
II. 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出						
資産	220,585	11,475	1,893	233,954	38,420	272,374
減価償却費	4,997	—	109	5,106	1,073	6,179
減損損失	—	—	280	280	—	280
資本的支出	7,635	—	446	8,082	659	8,742

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩所等の運営、駐車場の運営、不動産賃貸等

3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産は、38,420百万円であり、その主なものは各事業共用の固定資産、当社の余剰運用資金等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲受を平成19年4月1日に実施いたしました。

1 企業結合の理由

当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的として実施したものであります。

2 相手企業等の名称、取得した事業の内容

名称 社団法人阪神有料道路サービス協会

事業内容 スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等

3 企業結合日

平成19年4月1日

4 企業結合の法的形式

社団法人阪神有料道路サービス協会から当社連結子会社である阪神高速サービス(株)に対する事業譲渡

5 結合後企業の名称

阪神高速サービス(株)

6 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

7 取得した事業の取得原価及びその内訳

本事業譲受は無償で実施いたしました。

8 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳

資産の額 600百万円

(主な内訳)

流動資産 537百万円

現金及び預金 150百万円

未収金 384百万円

固定資産 62百万円

長期前払費用 27百万円

負債の額 286百万円

(主な内訳)

流動負債 286百万円

未払金 228百万円

上記、譲受資産及び引受負債の差額314百万円については、企業結合に係る特定勘定として流動負債「その他」に計上しております。

なお、当連結会計年度末における残高は234百万円であります。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1 阪神高速トール大阪(株)の事業の譲受

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪(株)は、平成20年4月1日付で、(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイより、高速道路の料金收受業務に係る事業譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイ
取得した事業の内容	高速道路の料金收受業務
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪(株)に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール大阪(株)

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

2 阪神高速トール神戸㈱の事業の譲受

当社の連結子会社である阪神高速トール神戸㈱は、平成20年4月1日付で、㈱コーベックス及び㈱サナウインより、高速道路の料金収受業務に係る事業譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱コーベックス及び㈱サナウイン
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	㈱コーベックス及び㈱サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸㈱に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール神戸㈱

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

3 阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱エイチエイチエスの取得

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、㈱エイチエイチエスの発行済株式の一部をそれぞれ平成20年4月4日付、平成20年4月22日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった㈱エイチエイチエスは、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱エイチエイチエス
相手企業の事業の内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	㈱エイチエイチエスを連結子会社化し、高速道路の料金収受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	阪神高速トール大阪㈱による株式取得 平成20年4月4日 阪神高速トール神戸㈱による株式取得 平成20年4月22日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	㈱エイチエイチエス

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速トール大阪㈱	現金	5百万円
阪神高速トール神戸㈱	現金	2百万円

- (4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 負ののれんの金額 345百万円
 発生原因
 子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。
 償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。
- (5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針
 該当事項はありません。
- (6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
 該当事項はありません。

- 4 阪神高速サービス(株)、阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)による(株)高速道路開発株式の取得
 当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)、阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)が、(株)高速道路開発の発行済株式の一部を平成20年4月1日付で取得しております。
 なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった(株)高速道路開発は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	(株)高速道路開発
相手企業の事業の内容	高速道路の料金收受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	(株)高速道路開発を連結子会社化し、高速道路の料金收受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	(株)高速道路開発

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速サービス(株)	現金	2百万円
阪神高速トール大阪(株)	現金	2百万円
阪神高速トール神戸(株)	現金	2百万円

- (4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 負ののれんの金額 325百万円
 発生原因
 子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。
 償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。
- (5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針
 該当事項はありません。
- (6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
 該当事項はありません。

- 5 阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)による(株)コーベックス株式の取得
 当社の連結子会社である阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)が、(株)コーベックスの発行済株式の一部をそれぞれ平成20年4月1日付、平成20年4月10日付及び平成20年4月30日付で取得しております。
 なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった(株)コーベックスは、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱コーベックス
相手企業の事業の内容	高速道路の料金收受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	㈱コーベックスを連結子会社化し、高速道路の料金收受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	阪神高速トール大阪㈱による株式取得 平成20年4月1日 阪神高速トール神戸㈱による株式取得 平成20年4月10日及び平成20年4月30日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	㈱コーベックス

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速トール大阪㈱	現金	2百万円
阪神高速トール神戸㈱	現金	2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

負ののれん	金額	298百万円
-------	----	--------

発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。

償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。

(5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針

該当事項はありません。

(6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名

該当事項はありません。

6 ㈱高速道路開発の事業の譲受

㈱高速道路開発は、平成20年5月1日付で、㈱ベイフレンドより旅行事業の譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱ベイフレンド
取得した事業の内容	国内旅行商品及び海外旅行商品の販売
企業結合を行った主な理由	㈱ベイフレンドの解散に伴い、同社の旅行事業を譲り受けることにより、今後の業績の拡大と当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年5月1日
企業結合の法的形式	㈱ベイフレンドから当社連結子会社である㈱高速道路開発に対する事業譲渡
結合後企業の名称	㈱高速道路開発

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

7 阪神高速技術(株)による(株)ハイウェイ技研株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速技術(株)が、(株)ハイウェイ技研の発行済株式の一部を平成20年7月2日付で取得しております。

また、同社は、平成21年2月に自己株式を取得したことにより、当社グループの持分比率が高まったため、当連結会計年度末をみなし取得日とし、貸借対照表のみを連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	(株)ハイウェイ技研
取得した事業の内容	高速道路の維持修繕業務に関する調査・設計等
取引の目的	(株)ハイウェイ技研を連結子会社化し、高速道路の維持修繕業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年7月2日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	(株)ハイウェイ技研 (注)
取得した議決権比率	14.1%

(注) 平成21年4月1日に商号を阪神高速技研(株)に変更しております。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度末をみなし取得日としているため、連結財務諸表には被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 取得企業の取得原価及びその内訳

現金 2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

本株式取得等による支配権獲得により、次のとおり負ののれんが発生しております。

負ののれん 171百万円

発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため。

償却方法及び期間 5年間で均等償却することとしております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

本株式取得等により、受け入れた資産及び引き受けた負債は次のとおりであります。

①資産の額

流動資産 479百万円

固定資産 70百万円

合計 550百万円

②負債の額

流動負債 96百万円

固定負債 (負ののれんを含む) 313百万円

合計 409百万円

(6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名

該当事項はありません。

(7) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす概算額

売上高 315百万円

営業利益 △26百万円

経常利益 △23百万円

税金等調整前当期純利益 24百万円

当期純利益 24百万円

(概算額の算定方法)

上記の概算額は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度の被取得企業の損益計算書の金額によっております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通 大臣)	東京都 千代田 区	-	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	なし	高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	3,382	高速道路 事業営業 未収入金	3,382
							高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等	受託事業 による前 受け金の 受入	4,388	受託業務 前受金	12,655
								受託事業 収入(前 受金の振 替)	88		

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等) が議決権 の過半数を自 己の計算にお いて所有して いる会社等	独立行政法 人日本高速 道路保有・ 債務返済機 構	東京都 港区	4,728,074	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	なし	道路資産 の賃借	道路資産 賃借料の 支払 (注1)	139,999	高速道路 事業営業 未払金	12,264
							道路資産 と債務の 引渡	完成道路 資産の引 渡	23,647	高速道路 事業営業 未収入金	20
								道路建設 関係債務 の引渡 (注2)	25,425	—	—
							借入金の 連帯債務	債務保証 (注2、 3)	768,881	—	—
								当社借入 金に対する 被債務保 証(注4)	7,833	—	—
資金の借 入	道路建設 関係借入 金の借入 (注5)	21,900	—	道路建設 関係長期 借入金	51,971						

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通 大臣)	東京都千 代田区	-	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	高速道路料金収入の減収補填金の受入	5,221	高速道路 事業営業 未収入金	5,221
						土地の売却 (注1)	1,356	未収入金	1,342	
						高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等	受託業務収入	6,944	-	-
						受託事業による 前受金の受入	4,618	受託業務 前受金	10,317	

(注) 1. 当該取引により、固定資産売却益54百万円が計上されております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

3. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自 己の計算に おいて所有 している会 社等	独立行政法 人日本高速 道路保有・ 債務返済機 構	東京都港 区	4,855,290	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産 の賃借	道路資産賃借料の支払 (注1、2)	131,399	高速道路 事業営業 未払金	12,297	
									高速道路 事業営業 未収入金	9,605	
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路資産の 引渡	36,875	高速道路 事業営業 未収入金	191	
							道路建設関係債 務の引渡(注 3)	38,820	-	高速道路 事業営業 未払金	147
						借入金の 連帯債務	債務保証 (注3、4)	642,365	-	-	-
							当社借入金に 対する被債 務保証(注 5)	5,222	-	-	-
						資金の借 入	道路建設関係借 入金の借入 (注6)	18,800	道路建設 関係長期 借入金	64,661	

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに策定した「高速道路利便増進事業に関する計画」に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項に規定する協定を平成21年3月31日に見直し、料金の額及び貸付料等を変更しております。これにより損益に与える影響はありません。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
5. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。
6. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
7. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,291.58円	1株当たり純資産額	1,471.81円
1株当たり当期純利益金額	146.71円	1株当たり当期純利益金額	180.24円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(百万円)	2,934	3,604
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,934	3,604
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
<p>1. 企業結合</p> <p>(1) 阪神高速トール大阪㈱</p> <p>当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱は、(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイから高速道路の料金收受業務について、平成20年2月27日付にて以下のとおり事業譲渡契約を締結し、当該譲受けを平成20年4月1日に実施しております。</p> <p>①企業結合の概要</p> <table border="1" data-bbox="164 554 778 1109"> <tr> <td data-bbox="164 554 443 663">相手企業の名称</td> <td data-bbox="450 554 778 663">(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 672 443 701">取得した事業の内容</td> <td data-bbox="450 672 778 701">高速道路の料金收受業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 709 443 847">企業結合を行った主な理由</td> <td data-bbox="450 709 778 847">阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 856 443 884">企業結合日</td> <td data-bbox="450 856 778 884">平成20年4月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 893 443 1065">企業結合の法的形式</td> <td data-bbox="450 893 778 1065">(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 1074 443 1102">結合後企業の名称</td> <td data-bbox="450 1074 778 1102">阪神高速トール大阪㈱</td> </tr> </table>	相手企業の名称	(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイ	取得した事業の内容	高速道路の料金收受業務	企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため	企業結合日	平成20年4月1日	企業結合の法的形式	(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡	結合後企業の名称	阪神高速トール大阪㈱	<p>1. _____</p>
相手企業の名称	(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイ												
取得した事業の内容	高速道路の料金收受業務												
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため												
企業結合日	平成20年4月1日												
企業結合の法的形式	(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡												
結合後企業の名称	阪神高速トール大阪㈱												

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
<p>②取得した事業の取得原価及びその内訳 現金 53百万円</p> <p>③企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳 資産の額 固定資産 53百万円</p> <p>(2) 阪神高速トール神戸(株) 当社の連結子会社である阪神高速トール神戸(株)は、(株)コーベックス及び(株)サナウインから高速道路の料金收受業務について、平成20年2月27日付にて以下のとおり事業譲渡契約を締結し、当該譲受けを平成20年4月1日に実施しております。</p> <p>①企業結合の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">相手企業の名称</td> <td>(株)コーベックス及び(株)サナウイン</td> </tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td> <td>高速道路の料金收受業務</td> </tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td> <td>阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため</td> </tr> <tr> <td>企業結合日</td> <td>平成20年4月1日</td> </tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td> <td>(株)コーベックス及び(株)サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸(株)に対する事業譲渡</td> </tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td> <td>阪神高速トール神戸(株)</td> </tr> </table> <p>②取得した事業の取得原価及びその内訳 現金 21百万円</p> <p>③企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額、並びにその主な内訳 資産の額 固定資産 21百万円</p>	相手企業の名称	(株)コーベックス及び(株)サナウイン	取得した事業の内容	高速道路の料金收受業務	企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため	企業結合日	平成20年4月1日	企業結合の法的形式	(株)コーベックス及び(株)サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸(株)に対する事業譲渡	結合後企業の名称	阪神高速トール神戸(株)	
相手企業の名称	(株)コーベックス及び(株)サナウイン												
取得した事業の内容	高速道路の料金收受業務												
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため												
企業結合日	平成20年4月1日												
企業結合の法的形式	(株)コーベックス及び(株)サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸(株)に対する事業譲渡												
結合後企業の名称	阪神高速トール神戸(株)												

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第1回	平成18年 3月31日	6,302	6,307	1.60	有	平成28年 3月31日
阪神高速道路(株)	第1回普通社債	平成19年 3月15日	4,997	4,998	1.44	有	平成25年 3月19日
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第2回	平成19年 3月16日	12,504	12,510	1.70	有	平成29年 3月16日
阪神高速道路(株)	第2回普通社債	平成20年 2月28日	9,999	9,999	1.15	有	平成25年 3月19日
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第3回	平成20年 3月19日	10,416	10,425	1.40	有	平成30年 3月19日
阪神高速道路(株)	第3回普通社債	平成21年 2月26日	—	14,997	1.15	有	平成25年 12月20日
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第4回	平成21年 3月18日	—	7,547	1.30	有	平成31年 3月18日
合計	—	—	44,220	66,784	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	15,000	15,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	8,721	3,677	1.68	平成21年8月31日～ 平成22年2月26日
1年以内に返済予定のリース債務	—	51	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	109,183	107,195	0.54	平成22年8月～ 平成28年3月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	253	—	平成22年～ 平成27年
その他有利子負債 長期未払金	544	476	1.57	平成27年11月
合計	118,449	111,654	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）のうち、97,651百万円は道路建設関係長期借入金であります。道路建設関係長期借入金のうち、64,661百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利息の借入金であります。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した長期借入金の金額の合計額は38,820百万円であります。
4. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	32,339	9,335	23,258	5,957
長期未払金	68	68	68	68
リース債務	51	51	51	49
合計	32,458	9,454	23,377	6,074

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,001	26,722
高速道路事業営業未収入金	18,108	27,129
未収入金	※3 1,159	2,644
未収消費税等	—	34
有価証券	21,200	—
仕掛道路資産	138,270	145,594
貯蔵品	132	144
受託業務前払金	12,909	11,109
前払費用	15	18
その他	387	579
貸倒引当金	△16	△75
流動資産合計	204,166	213,900
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	950	956
減価償却累計額	△107	△148
建物（純額）	842	808
構築物	15,298	15,626
減価償却累計額	△1,806	△2,658
構築物（純額）	13,491	12,967
機械及び装置	28,419	35,314
減価償却累計額	△6,275	△10,001
機械及び装置（純額）	22,144	25,312
車両運搬具	502	522
減価償却累計額	△283	△379
車両運搬具（純額）	218	142
工具、器具及び備品	246	282
減価償却累計額	△162	△187
工具、器具及び備品（純額）	84	94
建設仮勘定	1,249	996
有形固定資産合計	38,030	40,321
無形固定資産		
ソフトウェア	393	313
その他	38	25
無形固定資産合計	431	338
高速道路事業固定資産合計	38,461	40,660

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	24	107
減価償却累計額	△2	△94
建物（純額）	21	12
構築物	434	14
減価償却累計額	△156	△3
構築物（純額）	278	11
機械及び装置	19	—
減価償却累計額	△4	—
機械及び装置（純額）	15	—
工具、器具及び備品	62	6
減価償却累計額	△30	△6
工具、器具及び備品（純額）	32	0
土地	1,276	1,276
建設仮勘定	2	3
有形固定資産合計	1,626	1,304
関連事業固定資産合計	1,626	1,304
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	3,161	3,407
減価償却累計額	△365	△506
建物（純額）	2,795	2,901
構築物	56	59
減価償却累計額	△12	△16
構築物（純額）	43	42
車両運搬具	11	11
減価償却累計額	△5	△7
車両運搬具（純額）	6	3
工具、器具及び備品	122	202
減価償却累計額	△24	△41
工具、器具及び備品（純額）	97	161
土地	2,995	2,995
建設仮勘定	60	203
有形固定資産合計	5,999	6,309
無形固定資産		
ソフトウェア	2,496	1,745
その他	6	0
無形固定資産合計	2,502	1,746
各事業共用固定資産合計	8,502	8,055

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	896	858
有形固定資産合計	896	858
その他の固定資産合計	896	858
投資その他の資産		
関係会社株式	217	217
破産更生債権等	9	0
長期前払費用	169	158
その他	261	521
貸倒引当金	△55	△45
投資その他の資産合計	602	852
固定資産合計	50,090	51,732
資産合計	※1 254,257	※1 265,632
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	※3 28,512	※3 22,921
1年以内返済予定長期借入金	8,721	3,677
未払金	※3 1,190	851
未払費用	560	539
未払法人税等	1,129	1,368
未払消費税等	138	—
受託業務前受金	13,009	12,364
前受金	1,470	1,012
預り金	62	984
賞与引当金	793	796
回数券払戻引当金	1,556	684
その他	62	37
流動負債合計	57,206	45,240
固定負債		
道路建設関係社債	※1 44,220	※1 66,784
道路建設関係長期借入金	103,961	97,651
その他の長期借入金	5,222	9,544
繰延税金負債	108	108
受入保証金	92	38
退職給付引当金	17,222	16,928
役員退職慰労引当金	24	36
ETCマイレージサービス引当金	719	771
その他	544	476
固定負債合計	172,115	192,339

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債合計	229,322	237,580
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮特別勘定積立金	158	158
高速道路事業別途積立金	1,921	4,758
関連事業別途積立金	3	3
繰越利益剰余金	2,851	3,132
利益剰余金合計	4,934	8,052
純資産合計	24,934	28,052
負債・純資産合計	254,257	265,632

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	178,356	170,373
道路資産完成高	23,647	36,875
その他の売上高	※1 5,179	5,243
営業収益合計	207,184	212,492
営業費用		
道路資産賃借料	139,999	131,399
道路資産完成原価	※1 23,647	36,875
管理費用	※1 40,714	40,918
営業費用合計	204,361	209,192
高速道路事業営業利益	2,822	3,299
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	3,882	7,408
駐車場事業収入	※1 671	620
休憩所等事業収入	138	119
その他営業事業収入	※1 136	89
営業収益合計	4,828	8,237
営業費用		
受託業務事業費	※1 4,045	7,632
駐車場事業費	※1 282	212
休憩所等事業費	※1 207	170
その他営業事業費	※1 117	96
営業費用合計	4,653	8,111
関連事業営業利益	175	126
全事業営業利益	2,997	3,425
営業外収益		
受取利息	13	8
有価証券利息	62	34
受取配当金	※1 76	※1 110
違約金収入	—	69
土地物件貸付料	47	48
寄付金収入	203	305
原因者負担収入	13	10
雑収入	66	28
営業外収益合計	482	615

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業外費用		
支払利息	178	155
偽造ハイウェイカード損失	6	2
寄付金	—	143
雑損失	62	8
営業外費用合計	247	310
経常利益	3,233	3,730
特別利益		
固定資産売却益	※2 280	※2 162
回数券払戻引当金戻入額	1,696	838
特別利益合計	1,977	1,000
特別損失		
固定資産売却損	※3 17	※3 0
固定資産除却費	※4 146	※4 36
減損損失	※5 1,132	※5 280
仕掛道路資産修正損	80	—
特別損失合計	1,377	316
税引前当期純利益	3,832	4,414
法人税、住民税及び事業税	1,302	1,008
過年度法人税等	—	288
法人税等調整額	26	—
法人税等合計	1,329	1,297
当期純利益	2,503	3,117

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用				
1 道路資産賃借料		139,999		131,399
2 道路資産完成原価		23,647		36,875
3 管理費用				
(1) 維持修繕費	13,680		13,153	
(2) 管理業務費	24,265		25,146	
(3) 一般管理費	2,768		2,617	
計		40,714		40,918
高速道路事業営業費用合計			204,361	209,192
II 関連事業営業費用				
1 受託業務事業費				
(1) 受託事業費	3,952		7,499	
(2) 一般管理費	93		132	
計		4,045		7,632
2 駐車場事業費				
(1) 管理業務費	261		201	
(2) 一般管理費	21		11	
計		282		212
3 休憩所等事業費				
(1) 管理業務費	181		131	
(2) 一般管理費	25		38	
計		207		170
4 その他営業事業費				
(1) 管理業務費	86		57	
(2) 一般管理費	30		38	
計		117		96
関連事業営業費用合計			4,653	8,111
全事業営業費用合計			209,014	217,304

(2) 科目明細書

高速道路事業に係る原価明細書

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 営業費用					
1. 道路資産賃借料				139,999	131,399
2. 道路資産完成原価					
用地費					
土地代		—		3,242	
労務費		—		391	
外注費		—		253	
経費		—		2,825	
金利等		—		194	
一般管理費人件費		—		51	
一般管理費経費		—	—	54	7,013
建設費					
労務費		1,423		1,547	
外注費		20,240		25,853	
経費		354		374	
金利等		751		720	
一般管理費人件費		345		476	
一般管理費経費		386	23,502	536	29,509
除却工事費用その他					
労務費		6		29	
外注費		131		291	
経費		1		9	
金利等		0		1	
一般管理費人件費		2		10	
一般管理費経費		2	145	11	351
3. 管理費用					
(1) 維持修繕費					
人件費		858		583	
経費		12,822	13,680	12,570	13,153
(2) 管理業務費					
人件費		2,040		2,061	
経費		22,225	24,265	23,085	25,146
(3) 一般管理費					
人件費		1,057		1,158	
経費		1,710	2,768	1,459	2,617
				40,714	40,918

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
II 営業外費用					
1. 支払利息		149		141	
2. 偽造ハイウェイカード損失		6		2	
3. 寄付金		—		140	
4. 雑損失		36	192	8	292
III 特別損失					
1. 固定資産売却損		17		—	
2. 固定資産除却費		143		13	
3. 減損損失		144		—	
4. 仕掛道路資産修正損		80	385	—	13
高速道路事業営業費用等合計			204,940		209,499
IV 法人税、住民税及び事業税		1,460	1,460	1,262	1,262
高速道路事業総費用合計			206,400		210,761

① 受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※2	127	2.4	148	2.6
II 経費		5,114	97.6	5,550	97.4
当期総製造費用		5,241	100.0	5,699	100.0
期首受託業務前払金		11,602		12,892	
合計		16,844		18,592	
期末受託業務前払金		12,892		11,092	
受託事業費		3,952		7,499	

1 期首受託業務前払金及び期末受託業務前払金の金額には消費税等は含まれておりません。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
外注費	5,081	5,508

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 駐車場事業管理業務費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	30	11.8	14	7.2
II 経費		230	88.2	186	92.8
駐車場事業管理業務費		261	100.0	201	100.0

※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
減価償却費	81	47
租税公課	127	138

③ 休憩所等事業管理業務費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	30	16.7	27	20.7
II 経費		151	83.3	104	79.3
休憩所等事業管理業務費		181	100.0	131	100.0

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
業務委託費	50	44
減価償却費	43	0
修繕費	19	17

④ その他営業事業管理業務費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	34	39.4	45	78.6
II 経費		52	60.6	12	21.4
その他営業事業管理業務費		86	100.0	57	100.0

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
業務委託費	26	2
支払手数料	10	0

⑤ 一般管理費

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は2,939百万円、当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は2,839百万円であり、主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
給与手当	677	793
賞与引当金繰入額	94	105
退職給付費用	133	114
業務委託費	122	135
減価償却費	495	526
調査費	402	220
修繕費	134	89
地代家賃	137	162
租税公課	257	268
役員退職慰労引当金繰入額	5	5

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮特別勘定積立金		
前期末残高	119	158
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	39	—
当期変動額合計	39	—
当期末残高	158	158
高速道路事業別途積立金		
前期末残高	1,176	1,921
当期変動額		
別途積立金の積立	745	2,836
当期変動額合計	745	2,836
当期末残高	1,921	4,758
関連事業別途積立金		
前期末残高	3	3
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	3	3
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,132	2,851
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	△39	—
別途積立金の積立	△745	△2,836
当期純利益	2,503	3,117
当期変動額合計	1,719	280
当期末残高	2,851	3,132

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	2,431	4,934
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—	—
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	2,503	3,117
当期変動額合計	2,503	3,117
当期末残高	4,934	8,052
株主資本合計		
前期末残高	22,431	24,934
当期変動額		
当期純利益	2,503	3,117
当期変動額合計	2,503	3,117
当期末残高	24,934	28,052
純資産合計		
前期末残高	22,431	24,934
当期変動額		
当期純利益	2,503	3,117
当期変動額合計	2,503	3,117
当期末残高	24,934	28,052

【重要な会計方針】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 同左</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 主として個別法による原価法によっております。</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>(1) 仕掛道路資産 個別法を採用しております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 主として個別法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、主として個別法による原価法を採用していましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しております。 これにより損益に与える影響はありません。</p>
<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 5～60年 機械装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 5～60年 機械及び装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。 (追加情報) 機械及び装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当事業年度より耐用年数を変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>4 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数通行券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) マイレージ割引引当金 E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) E T Cマイレージサービス引当金 同左</p>
<p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>6</p>
<p>7 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</p>	<p>7 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 同左</p>

【会計処理方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これにより損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において、営業外収益の「受取利息」として表示しておりました譲渡性預金に係る利息は、「財務諸表等規則ガイドライン」の改正により、譲渡性預金は有価証券に含めるものとされたことに伴い、「有価証券利息」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の営業外収益「受取利息」に含まれる譲渡性預金利息は、60百万円です。</p>	

【追加情報】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表)</p> <p>譲渡性預金は、当事業年度より改正後の「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 改正平成19年7月4日)及び「金融商品会計に関するQ&A」(会計制度委員会 改正平成19年11月6日)に基づき、当貸借対照表において「有価証券」として表示しております。なお、前事業年度末及び当事業年度末の譲渡性預金は、それぞれ一百万円、21,200百万円であります。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)														
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債44,220百万円(額面44,400百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 750,600百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 18,281百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が3,687百万円減少しております。</p> <p>※3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">流動資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収入金</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">流動負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高速道路事業営業未払金</td> <td style="text-align: right;">3,198百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">130百万円</td> </tr> </table>	流動資産		未収入金	36百万円	流動負債		高速道路事業営業未払金	3,198百万円	未払金	130百万円	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債66,784百万円(額面67,000百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 624,100百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 18,265百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,142百万円減少しております。</p> <p>※3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">流動負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高速道路事業営業未払金</td> <td style="text-align: right;">3,965百万円</td> </tr> </table>	流動負債		高速道路事業営業未払金	3,965百万円
流動資産															
未収入金	36百万円														
流動負債															
高速道路事業営業未払金	3,198百万円														
未払金	130百万円														
流動負債															
高速道路事業営業未払金	3,965百万円														

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																						
※1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれます。 高速道路事業営業収益 4百万円 駐車場事業収入 662百万円 その他営業事業収入 0百万円 道路資産完成原価(当期総製造費用) 1,758百万円 受託事業費(当期総製造費用) 10百万円 高速道路事業管理費用 21,095百万円 駐車場事業費 9百万円 休憩所等事業費 32百万円 その他営業事業費 10百万円 営業外収益 76百万円	※1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれます。 受取配当金 110百万円																																					
※2	固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 建物 0百万円 土地 280百万円 計 280百万円	※2	固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 土地 162百万円 計 162百万円																																					
※3	固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 機械装置 0百万円 車両運搬具 0百万円 土地 17百万円 計 17百万円	※3	固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 構築物 0百万円 工具、器具及び備品 0百万円 計 0百万円																																					
※4	固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物 1百万円 構築物 47百万円 機械装置 97百万円 工具器具備品 0百万円 計 146百万円	※4	固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物 34百万円 構築物 1百万円 工具、器具及び備品 0百万円 計 36百万円																																					
※5	減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。	※5	減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">休憩所施設 (関連事業固定資産)</td> <td>建物</td> <td rowspan="4">大阪府泉大津市 ほか</td> <td>968百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>(小計)</td> <td>988百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産 (その他の固定資産)</td> <td>土地</td> <td>大阪市阿倍野区 ほか</td> <td>144百万円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td></td> <td></td> <td>1,132百万円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設 (関連事業固定資産)	建物	大阪府泉大津市 ほか	968百万円	工具器具備品	13百万円	土地	6百万円	(小計)	988百万円	遊休不動産 (その他の固定資産)	土地	大阪市阿倍野区 ほか	144百万円	(合計)			1,132百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">休憩所施設</td> <td>建物</td> <td rowspan="3">神戸市中央区 ほか</td> <td>88百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td>189百万円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td></td> <td></td> <td>280百万円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物	神戸市中央区 ほか	88百万円	工具、器具及び備品	2百万円	建設仮勘定	189百万円	(合計)			280百万円
用途	種類	場所	計上額																																					
休憩所施設 (関連事業固定資産)	建物	大阪府泉大津市 ほか	968百万円																																					
	工具器具備品		13百万円																																					
	土地		6百万円																																					
	(小計)		988百万円																																					
遊休不動産 (その他の固定資産)	土地	大阪市阿倍野区 ほか	144百万円																																					
(合計)			1,132百万円																																					
用途	種類	場所	計上額																																					
休憩所施設	建物	神戸市中央区 ほか	88百万円																																					
	工具、器具及び備品		2百万円																																					
	建設仮勘定		189百万円																																					
(合計)			280百万円																																					

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。</p> <p>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</p> <p>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</p> <p>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</p> <p>休憩所施設 (減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。 なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p> <p>遊休不動産 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。</p>	<p>(資産のグルーピング) 同左</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。 なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用 工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>各事業共用 ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">29</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	各事業共用 工具器具備品	24	9	15	各事業共用 ソフトウェア	22	8	14	合計	47	17	29	1年以内	11百万円	1年超	22百万円	合計	34百万円	支払リース料	18百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	8百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用 工具、器具及び 備品</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>各事業共用 ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	各事業共用 工具、器具及び 備品	24	15	9	各事業共用 ソフトウェア	22	14	8	合計	47	29	17	1年以内	14百万円	1年超	8百万円	合計	22百万円	支払リース料	18百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	6百万円
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																						
各事業共用 工具器具備品	24	9	15																																																						
各事業共用 ソフトウェア	22	8	14																																																						
合計	47	17	29																																																						
1年以内	11百万円																																																								
1年超	22百万円																																																								
合計	34百万円																																																								
支払リース料	18百万円																																																								
減価償却費相当額	11百万円																																																								
支払利息相当額	8百万円																																																								
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																						
各事業共用 工具、器具及び 備品	24	15	9																																																						
各事業共用 ソフトウェア	22	14	8																																																						
合計	47	29	17																																																						
1年以内	14百万円																																																								
1年超	8百万円																																																								
合計	22百万円																																																								
支払リース料	18百万円																																																								
減価償却費相当額	11百万円																																																								
支払利息相当額	6百万円																																																								

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
<p>2. オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">147,575百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,811,883百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,959,458百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p>	1年以内	147,575百万円	1年超	8,811,883百万円	合計	8,959,458百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">133,676百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,369,619百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,503,295百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>	1年以内	133,676百万円	1年超	8,369,619百万円	合計	8,503,295百万円
1年以内	147,575百万円												
1年超	8,811,883百万円												
合計	8,959,458百万円												
1年以内	133,676百万円												
1年超	8,369,619百万円												
合計	8,503,295百万円												

(有価証券関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。	同左

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産		繰延税金資産
	退職給付引当金		退職給付引当金
	回数通行券払戻引当金		回数券払戻引当金
	賞与引当金		賞与引当金
	未払事業税		未払事業税
	マイレージ割引引当金		E T Cマイレージサービス引当金
	未払工事費用		未払工事費用
	固定資産減損損失		固定資産減損損失
	その他		その他
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	評価性引当額		評価性引当額
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	繰延税金負債		繰延税金負債
	固定資産圧縮特別勘定		固定資産圧縮特別勘定
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	繰延税金負債の純額		繰延税金負債の純額
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久差異		交際費等永久差異
	住民税均等割		住民税均等割
	評価性引当額		評価性引当額
	法人税特別控除等		法人税特別控除等
	受取配当金益金不算入		受取配当金益金不算入
	その他		その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		税効果会計適用後の法人税等の負担率

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,246.74円	1株当たり純資産額	1,402.60円
1株当たり当期純利益金額	125.19円	1株当たり当期純利益金額	155.86円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益 (百万円)	2,503	3,117
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	2,503	3,117
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
高速道路事業	有形固定資産	建物	950	14	8	956	148	42	808
		構築物	15,298	351	23	15,626	2,658	854	12,967
		機械及び装置	28,419	注1 6,904	8	35,314	10,001	3,729	25,312
		車両運搬具	502	20	-	522	379	95	142
		工具、器具及び備品	246	37	1	282	187	26	94
		建設仮勘定	1,249	注2 7,206	7,459	996	-	-	996
		計	46,665	14,533	7,501	53,698	13,376	4,749	40,321
	無固定資産	ソフトウェア	635	33	-	668	355	113	313
		その他	38	3	16	25	-	-	25
		計	673	37	16	694	355	113	338
合計		47,339	14,571	7,518	54,392	13,732	4,862	40,660	
関連事業	有形固定資産	建物	122	99	注3 113 (88)	107	94	1	12
		構築物	434	7	注3 427	14	3	38	11
		機械及び装置	19	-	19	-	-	2	-
		工具、器具及び備品	71	7	72 (2)	6	6	6	0
		土地	1,276	-	-	1,276	-	-	1,276
		建設仮勘定	2	313	注3 312 (189)	3	-	-	3
	合計	1,927	428	946 (280)	1,408	104	48	1,304	
各事業共用	有形固定資産	建物	3,161	255	8	3,407	506	147	2,901
		構築物	56	2	-	59	16	4	42
		車両運搬具	11	-	-	11	7	2	3
		工具、器具及び備品	122	81	0	202	41	16	161
		土地	2,995	-	-	2,995	-	-	2,995
		建設仮勘定	60	638	495	203	-	-	203
		計	6,407	977	504	6,880	571	169	6,309
	無固定資産	ソフトウェア	4,393	142	-	4,535	2,789	892	1,745
		その他	6	8	14	0	-	-	0
		計	4,399	150	14	4,536	2,789	892	1,746
合計		10,807	1,128	518	11,416	3,360	1,062	8,055	
その 定 他 資 産	有 固 定 資 産	土地	896	35	72	858	-	-	858
		計	896	35	72	858	-	-	858
投資 その 他 の 資 産		長期前払費用	169	32	-	201	42	42	158

(注) 1. 高速道路事業機械及び装置 高速道路事業建設仮勘定からの振替による増加 6,904百万円

2. 高速道路事業建設仮勘定 ETC精算処理装置改修工事 3,353百万円

3. 当期減少額の主要なものは以下のとおりであります。

関連事業構築物 子会社への売却による減少 426百万円

関連事業建物 減損損失の計上による減少 88百万円

関連事業建設仮勘定 減損損失の計上による減少 189百万円

4. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	72	121	9	62	121
賞与引当金	793	796	793	—	796
回数券払戻引当金	1,556	—	33	838	684
役員退職慰労引当金	24	11	—	—	36
E T Cマイレージサービス引当金	719	1,496	1,444	—	771

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 回数券払戻引当金の当期減少額(その他)は、見直しによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	183
預金	
当座預金	—
普通預金	26,538
小計	26,538
合計	26,722

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	9,796
国土交通省	5,221
(株)ジェーシービー	2,305
三井住友カード(株)	1,925
三菱UFJニコス(株)	1,383
その他	6,497
合計	27,129

(2) 滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率 (D/A+B) (%)
18,108	195,184	186,163	27,129	12.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	12,848	4,223	3,793	13,277
	労務費	2,485	500	455	2,531
	外注費	1,339	90	264	1,165
	経費	22,200	6,307	3,815	24,691
	金利等	772	379	223	929
	一般管理費人件費	557	196	61	693
	一般管理費経費	648	182	65	766
	計	40,852	11,881	8,678	44,055
建設費 (除却工事 費用その他 を含む)	材料費	—	—	—	—
	労務費	6,957	2,604	1,609	7,952
	外注費	72,768	28,203	26,144	74,826
	経費	1,679	540	384	1,834
	金利等	10,307	816	721	10,401
	一般管理費人件費	1,718	1,086	494	2,310
	一般管理費経費	2,014	1,041	559	2,496
	計	95,445	34,292	29,915	99,822
消費税等		1,972	636	892	1,716
合計		138,270	46,810	39,486	145,594

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
大阪府道高速 大和川線 (三宝 JCT～三宅西)	43,119
大阪府道高速 大和川線	10
大阪府道高速道路 淀川左岸線 (島屋～海老江 JCT)	32,145
大阪府道高速道路 淀川左岸線 (海老江 JCT～豊崎)	614
神戸市道高速道路 神戸山手線南伸部	41,666
京都市道高速道路 新十条通 (山科～十条)	665
京都市道高速道路 油小路線 (上鳥羽～洛南連絡道路)	106
京都市道高速道路 油小路線 (十条～上鳥羽)	1,962
守口 JCT	393
松原 JCT	61
改築 (大阪)	13,851
改築 (兵庫)	7,108
合計	141,707

(2) 貯蔵品

内訳	金額（百万円）
建設資材等	67
貯蔵物品	77
合計	144

4 受託業務前払金

区分	金額（百万円）
受託業務前払金	11,109
合計	11,109

II 固定資産

有形固定資産 48,794百万円

内訳は「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 ④附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しております。

Ⅲ 流動負債

1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	12,444
富士通㈱	3,363
阪神高速技術㈱	3,357
大阪ガス㈱	677
大阪市	482
その他	2,595
合計	22,921

2 受託業務前受金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国土交通省	10,317
京都市	1,409
大阪市	482
堺市	155
合計	12,364

IV 固定負債

1 道路建設関係社債

内訳は「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額 (百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	64,661
財務省	13,339
(株)みずほコーポレート銀行	4,340
(株)三菱東京UFJ銀行	3,358
(株)三井住友銀行	2,920
その他	9,033
合計	97,651

3 その他の長期借入金

借入先	金額 (百万円)
(株)三井住友銀行	2,709
(株)みずほコーポレート銀行	2,708
農林中央金庫	1,314
(株)りそな銀行	1,278
信金中央金庫	871
その他	661
合計	9,544

4 退職給付引当金

区分	金額 (百万円)
未積立退職給付債務	19,531
未認識数理計算上の差異	△2,603
合計	16,928

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
单元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第3期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月27日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年5月8日近畿財務局長に提出。

事業年度（第2期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります

平成21年1月30日近畿財務局長に提出。

事業年度（第3期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 半期報告書

（第4期中）（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）平成20年12月26日近畿財務局長に提出。

(4) 半期報告書の訂正報告書

平成20年5月8日、平成20年6月11日近畿財務局長に提出。

いずれも（第3期中）（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）の半期報告書に係る訂正報告書であります。

平成21年1月30日近畿財務局長に提出。

（第4期中）（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の半期報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

平成21年2月4日近畿財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年5月8日、平成20年6月11日近畿財務局長に提出。

いずれも平成20年2月6日の有価証券届出書に係る訂正報告書であります。

平成21年2月13日近畿財務局長に提出。

平成21年2月4日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第3回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成21年3月31日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額又は売出価額の総額（百万円）	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第1回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年3月15日	4,997	非上場
阪神高速道路株式会社第2回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年2月28日	9,999	非上場
阪神高速道路株式会社第3回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年2月26日	14,997	非上場

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成21年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成21年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成20年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,728,074百万円
政府出資金	3,567,622百万円
地方公共団体出資金	1,160,452百万円
II 資本剰余金	847,500百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△1,403百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	836,208百万円
純資産合計	6,411,783百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、阪神高速道路株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、阪神高速道路株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年7月1日
【事業年度】	第4期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第4期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）有価証券報告書に添付の独立監査人の監査報告書に、原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

独立監査人の監査報告書（第4期連結会計年度）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、阪神高速道路株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、阪神高速道路株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年12月25日
【中間会計期間】	第5期中（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益（百万円）	91,380	123,783	88,150	213,578	222,419
経常利益又は経常損失(△) （百万円）	2,296	786	△2,331	3,894	4,743
中間(当期)純利益又は中間純 損失(△)（百万円）	2,578	1,447	△2,560	2,934	3,604
純資産額（百万円）	25,476	29,354	29,028	25,831	31,442
総資産額（百万円）	228,731	221,622	265,729	256,539	272,374
1株当たり純資産額（円）	1,273.81	1,363.68	1,344.24	1,291.58	1,471.81
1株当たり中間(当期)純利益 金額又は1株当たり中間純損 失金額(△)（円）	128.93	72.36	△128.03	146.71	180.24
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	11.1	12.3	10.1	10.1	10.8
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△21,174	2,994	△4,475	△17,366	△16,009
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△1,166	△1,901	△2,707	△5,035	△4,244
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	9,545	△26,689	2,853	23,050	15,401
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	21,177	9,026	25,439	34,622	29,768
従業員数（人）	1,116	2,309	1,951	1,122	2,326
[外、平均臨時雇用人員]	[323]	[955]	[1,414]	[356]	[1,008]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に中間連結会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益（百万円）	90,706	123,037	87,391	212,012	220,729
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	1,954	653	△2,859	3,233	3,730
中間（当期）純利益又は中間 純損失（△）（百万円）	2,368	1,379	△2,923	2,503	3,117
資本金（百万円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額（百万円）	24,799	26,314	25,128	24,934	28,052
総資産額（百万円）	226,461	214,973	258,602	254,257	265,632
1株当たり純資産額（円）	1,239.98	1,315.72	1,256.44	1,246.74	1,402.60
1株当たり中間（当期）純利 益金額又は1株当たり中間純 損失金額（△）（円）	118.42	68.98	△146.16	125.19	155.86
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	11.0	12.2	9.7	9.8	10.6
従業員数（人）	773	763	741	771	761
[外、平均臨時雇用人員]	[166]	[177]	[170]	[171]	[177]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に中間会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,732
受託事業	[1,369]
その他の事業	30 [6]
全社（共通）	189 [39]
計	1,951 [1,414]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ375名減少し、同時に臨時従業員数が406名増加しておりますが、これは主として当社の連結子会社である阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)の従業員数及び臨時従業員数に係る定義を変更したことによるものです。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	741[170]
---------	----------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、景気は持ち直してきていますが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。関西経済についても、全体として、底入れの兆しはあるものの、厳しい情勢が続いており、先行きはまだ不透明な状況です。阪神高速道路の交通量減少も、このような景気動向の影響等によるものと推察されます。

このような経営環境の中、民営化4年目を迎えた当社グループでは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西の暮らしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に一層努めてまいりました。また、阪神高速技研（株）が当社グループの一員として新たに事業を開始するなど、業務の効率化や経営基盤の強化に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は88,150百万円（前年同期比28.8%減）、営業損失は2,836百万円（前年同期は営業利益577百万円）、経常損失は2,331百万円（前年同期は経常利益786百万円）、法人税等を控除した当中間純損失は、2,560百万円（前年同期は中間純利益1,447百万円）となりました。

なお、事業の種類別セグメント毎の概要は、次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業では、当中間連結会計期間から、経済対策や高速道路ネットワークの有効活用等の観点から土曜・休日割引等の料金引き下げを実施したほか、3号神戸線等の沿道環境改善を目指し5号湾岸線への交通転換を促す環境ロードプライシングの試行内容（割引率・対象区間）を拡充しました。また、安全・安心・快適なネットワークを通じた「お客さま満足」を実現するため、3号神戸線（湊川～京橋間）の終日1車線規制によるフレッシュアップ工事、企画割引「阪神高速ETC1日乗り放題パス」の発売、中島パーキングエリアのリニューアル等を実施しました。

高速道路の建設につきましては、関西経済の発展へ寄与するネットワークの整備に向け、現在建設中の路線等について整備促進に努めました。

高速道路通行台数は、一日当たり86.3万台（前年同期比2.3%減）にとどまりました。この通行台数減少に加え料金引き下げによる影響もあり、料金収入は77,374百万円（前年同期比11.0%減）となりました。また、機構への債務引き渡しに伴う道路資産完成高は2,589百万円（前年同期比92.1%減）となりました。この結果、高速道路事業の営業収益は82,539百万円（前年同期比32.7%減）となりました。

一方、営業費用については、料金引き下げに伴う協定変更による貸付料減額、道路資産完成原価の減等により、85,716百万円（前年同期比29.9%減）となりました。

これらにより高速道路事業の営業損失は3,176百万円（前年同期は営業利益401百万円）となりました。

なお、機構との協定に基づく、変動貸付料制による貸付料の減算は実施しておりません。

(受託事業)

受託事業については、京都市道高速道路2号線の工事受託等により、営業収益は4,620百万円（前年同期は375百万円）、営業費用は4,550百万円（前年同期は475百万円）となり、営業利益は70百万円（前年同期は営業損失100百万円）となりました。

(その他の事業)

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に加え、大阪港咲洲トンネル等の道路管理の代行に係る事業を展開しました。当該道路管理の代行開始による営業収益及び営業費用増などにより、営業収益は994百万円（前年同期比31.7%増）、営業費用は725百万円（前年同期比51.4%増）、営業利益は269百万円（前年同期比2.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費3,573百万円、減損損失116百万円、売上債権の減少12,725百万円などを計上したものの、税金等調整前中間純損失2,325百万円に加えて仕掛道路資産等のたな卸資産の増加11,844百万円、仕入債務の減少5,628百万円、利息の支払額706百万円及び法人税等の支払額1,712百万円などがあったことにより、4,475百万円の資金流出（前年同期は2,994百万円の資金流入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、残地等の売却による固定資産の売却による収入1,818百万円などがあつたものの、主として料金收受機械及びE T C装置への設備投資等による固定資産の取得による支出4,768百万円などがあつたことにより、2,707百万円(前年同期比805百万円の増加)の資金流出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出4,748百万円などがあつたものの、金融機関等からの長期借入れによる収入7,670百万円の資金調達を実施したことにより、2,853百万円の資金流入(前年同期は26,689百万円の資金流出)となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に中間連結損益計算書に計上される営業収益(道路資産完成高)は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に基づき機構に債務引き受けされることにより回収されることとなります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、中間連結キャッシュ・フロー計算書上、当該営業収益(道路資産完成高)は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、25,439百万円(前年同期比16,413百万円の増加)となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、新たな発生や重要な変更はありません。また前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づき、また、第2期連結会計年度以降は高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債権債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等を確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務は、当社と機構との間の連帯債務とされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 回数券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で前年同期比28.8%減の88,150百万円となりました。高速道路事業については、関西経済の景気の動向等を反映した通行台数の減少に加え料金引き下げによる影響もあり、料金収入は77,374百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高2,589百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は82,539百万円となり、受託事業については、京都市道高速道路2号線の工事受託等により4,620百万円、その他の事業については994百万円となりました。

② 営業費用及び営業損失

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で前年同期比26.2%減の90,986百万円となりました。

その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い63,657百万円、道路資産完成原価2,589百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費19,469百万円等による高速道路事業営業費用85,716百万円、受託事業における受託事業営業費用4,550百万円、その他の事業の営業費用725百万円となりました。

これらの営業費用を差し引いた結果、当中間連結会計期間における営業損失は、2,836百万円（前年同期は営業利益577百万円）となりました。

③ 営業外損益及び経常損失

当中間連結会計期間の営業外収益は、寄付金収入147百万円、負ののれん償却額173百万円等により612百万円となりました。

また、当中間連結会計期間の営業外費用は、長期借入金等の支払利息86百万円等により107百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当中間連結会計期間における経常損失は、2,331百万円（前年同期は経常利益786百万円）となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前中間純損失

当中間連結会計期間の特別利益は、回数券払戻引当金の見直しによる取崩益121百万円等の計上により239百万円、特別損失は休憩所施設の減損損失116百万円等により234百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当中間連結会計期間における税金等調整前中間純損失は、2,325百万円（前年同期は税金等調整前中間純利益1,505百万円）となりました。

⑤ 中間純損失

当中間連結会計期間の中間純損失は、法人税等112百万円、少数株主利益122百万円を計上した結果、2,560百万円（前年同期は中間純利益1,447百万円）となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、営業活動によるキャッシュ・フローでは、減価償却費3,573百万円、減損損失116百万円、売上債権の減少12,725百万円などを計上したものの、税金等調整前中間純損失2,325百万円に加えて仕掛道路資産等のたな卸資産の増加11,844百万円、仕入債務の減少5,628百万円、利息の支払額706百万円及び法人税等の支払額1,712百万円などがあったことにより、4,475百万円の資金流出（前年同期は2,994百万円の資金流入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、残地等の売却による固定資産の売却による収入1,818百万円などがあったものの、主として料金收受機械及びETC装置への設備投資等による固定資産の取得による支出4,768百万円などがあったことにより、2,707百万円（前年同期比805百万円の増加）の資金流出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、長期借入金の返済による支出4,748百万円などがあったものの、金融機関等からの長期借入れによる収入7,670百万円の資金調達を実施したことにより、2,853百万円の資金流入（前年同期は26,689百万円の資金流出）となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に中間連結損益計算書に計上される営業収益（道路資産

完成高)は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、機構法第15条第1項に基づき機構に債務引き受けされることにより回収されることとなります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、中間連結キャッシュ・フロー計算書上、当該営業収益(道路資産完成高)は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、25,439百万円(前年同期比16,413百万円の増加)となりました。なお、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構からの無利子借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社グループの中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社グループの資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社グループが機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社グループが借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社グループの資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社グループの設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

① 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

② 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額14,015百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額2,589百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注）1	道路資産価額 （百万円）（注）2
大阪府道高速大阪池田線 等に関する協定	修繕	平成21年6月	1,677
大阪府道高速大阪池田線 等に関する協定	神戸市長田区南駒栄町から 神戸市長田区蓮池町（新設）	平成21年9月	77
大阪府道高速大阪池田線 等に関する協定	修繕	平成21年9月	828
京都市道高速道路1号線 等に関する協定	修繕	平成21年6月	1
京都市道高速道路1号線 等に関する協定	修繕	平成21年9月	3
合計		—	2,589

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当中間連結会計期間末における主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成21年9月30日

区分		年間賃借料（百万円）（注）1	
地域路線網	阪神圏	大阪府道高速大阪池田線	125,391
		大阪府道高速大阪守口線	
		大阪府道高速大阪東大阪線	
		大阪府道高速大阪松原線	
		大阪府道高速大阪堺線	
		大阪府道高速大阪西宮線	
		大阪府道高速湾岸線	
		大阪府道高速道路森小路線	
		大阪府道高速道路西大阪線	
		大阪府道高速道路淀川左岸線	
		兵庫県道高速池田線	
		兵庫県道高速神戸西宮線	
		兵庫県道高速湾岸線	
		神戸市道高速道路2号線	
		兵庫県道高速北神戸線	
		神戸市道高速道路北神戸線	
	神戸市道高速道路湾岸線		
	京都圏	京都市道高速道路1号線	1,919
		京都市道高速道路2号線	
合計		127,310	

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。
3. 当中間連結会計期間末までに機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。
4. 賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の建設、改修、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	同左	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	同左	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年9月30日	—	20,000,000	—	10,000	—	10,000

(5)【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,999,500	199,995	株式としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の変動はありませんが、執行役員の変動は、次のとおりであります。

新任

職名	氏名	就任年月日
執行役員 (償還計画担当)	大井 健一郎	平成21年7月1日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	6,397	6,160	29,890
未収入金	14,351	14,772	29,809
未収還付法人税等	28	25	60
未収消費税等	※3 23	※3 224	131
有価証券	3,550	20,040	200
仕掛道路資産	129,703	157,086	145,591
その他のたな卸資産	145	529	179
受託業務前払金	15,716	13,978	11,097
繰延税金資産	254	397	286
その他	500	395	467
貸倒引当金	△9	△11	△77
流動資産合計	170,662	213,600	217,637
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	20,792	21,135	20,899
減価償却累計額	△3,152	△4,153	△3,540
建物及び構築物(純額)	17,639	16,982	17,359
機械装置及び運搬具	30,065	35,237	35,888
減価償却累計額	△8,440	△11,964	△10,411
機械装置及び運搬具(純額)	21,624	23,273	25,477
土地	5,191	5,131	5,132
リース資産	321	468	343
減価償却累計額	△13	△71	△39
リース資産(純額)	307	396	304
建設仮勘定	1,188	2,220	1,203
その他	621	745	691
減価償却累計額	△300	△367	△314
その他(純額)	321	378	376
有形固定資産合計	46,273	48,382	49,853
無形固定資産			
ソフトウェア	2,649	1,727	2,224
その他	34	26	30
無形固定資産合計	2,684	1,754	2,254
投資その他の資産			
投資有価証券	1,179	985	1,659
繰延税金資産	154	291	218
その他	721	826	796
貸倒引当金	△53	△110	△45
投資その他の資産合計	2,001	1,993	2,628
固定資産合計	50,960	52,129	54,736
資産合計	※1 221,622	※1 265,729	※1 272,374

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
流動負債			
未払金	15,057	16,348	23,579
1年以内返済予定長期借入金	2,611	4,983	3,677
リース債務	47	69	51
未払法人税等	281	315	1,797
未払消費税等	※3 858	※3 51	318
受託業務前受金	16,051	14,622	12,364
前受金	1,206	816	1,098
賞与引当金	1,258	1,377	1,239
回数券払戻引当金	785	552	684
その他	※4 926	※4 1,130	※4 1,134
流動負債合計	39,084	40,268	45,946
固定負債			
道路建設関係社債	※1 44,230	※1 66,797	※1 66,784
道路建設関係長期借入金	84,706	102,411	97,651
長期借入金	3,916	6,400	9,544
リース債務	260	326	253
繰延税金負債	115	124	111
退職給付引当金	17,132	17,390	17,423
役員退職慰労引当金	57	79	70
ETCマイレージサービス引当金	725	752	771
負ののれん	1,132	1,330	1,504
その他	906	818	871
固定負債合計	153,183	196,432	194,985
負債合計	192,268	236,700	240,932
純資産の部			
株主資本			
資本金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	7,278	6,875	9,436
株主資本合計	27,278	26,875	29,436
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	△5	8	△0
評価・換算差額等合計	△5	8	△0
少数株主持分	2,080	2,144	2,006
純資産合計	29,354	29,028	31,442
負債・純資産合計	221,622	265,729	272,374

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益	123,783	88,150	222,419
営業費用			
道路資産賃借料	70,274	63,657	131,399
高速道路等事業管理費及び売上原価	49,871	24,287	80,939
販売費及び一般管理費	※1 3,059	※1 3,042	※1 6,385
営業費用合計	123,205	90,986	218,724
営業利益又は営業損失(△)	577	△2,836	3,695
営業外収益			
受取利息	56	22	74
受取配当金	3	3	10
違約金収入	—	26	69
土地物件貸付料	23	23	48
寄付金収入	11	147	686
原因者負担収入	3	7	10
保険解約返戻金	73	132	144
負ののれん償却額	97	173	241
持分法による投資利益	—	6	—
その他	44	70	123
営業外収益合計	313	612	1,410
営業外費用			
支払利息	82	86	155
偽造ハイウェイカード損失	—	1	2
寄付金	—	—	143
その他	22	20	60
営業外費用合計	104	107	362
経常利益又は経常損失(△)	786	△2,331	4,743
特別利益			
固定資産売却益	※2 1	※2 0	※2 162
回数券払戻引当金戻入額	753	121	838
貸倒引当金戻入額	4	1	—
投資有価証券売却益	0	4	0
投資有価証券償還益	18	—	18
免税事業者消費税等	—	111	—
特別利益合計	777	239	1,019
特別損失			
固定資産売却損	※3 0	※3 79	※3 0
固定資産除却費	※4 6	※4 15	※4 56
投資有価証券評価損	34	22	54
デリバティブ評価損	—	—	153
減損損失	※5 17	※5 116	※5 280
特別損失合計	59	234	544
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	1,505	△2,325	5,218
法人税、住民税及び事業税	182	235	1,523
過年度法人税等	—	59	317
法人税等調整額	△90	△183	△187
法人税等合計	92	112	1,653
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△34	122	△39
中間純利益又は中間純損失(△)	1,447	△2,560	3,604

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
資本剰余金			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
利益剰余金			
前期末残高	5,831	9,436	5,831
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	1,447	△2,560	3,604
当中間期変動額合計	1,447	△2,560	3,604
当中間期末残高	7,278	6,875	9,436
株主資本合計			
前期末残高	25,831	29,436	25,831
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	1,447	△2,560	3,604
当中間期変動額合計	1,447	△2,560	3,604
当中間期末残高	27,278	26,875	29,436
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	—	△0	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△5	9	△0
当中間期変動額合計	△5	9	△0
当中間期末残高	△5	8	△0
評価・換算差額等合計			
前期末残高	—	△0	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△5	9	△0
当中間期変動額合計	△5	9	△0
当中間期末残高	△5	8	△0
少数株主持分			
前期末残高	—	2,006	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,080	137	2,006
当中間期変動額合計	2,080	137	2,006
当中間期末残高	2,080	2,144	2,006
純資産合計			
前期末残高	25,831	31,442	25,831
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	1,447	△2,560	3,604
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,075	147	2,005
当中間期変動額合計	3,522	△2,413	5,610
当中間期末残高	29,354	29,028	31,442

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	1,505	△2,325	△2,325	△2,325	5,218
減損損失	17	116	116	116	280
減価償却費	3,015	3,573	3,573	3,573	6,179
負ののれん償却額	△97	△173	△173	△173	△241
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△11	△1	△1	△1	47
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△363	△40	△40	△40	△83
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△16	9	9	9	△8
賞与引当金の増減額 (△は減少)	272	138	138	138	249
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)	△770	△132	△132	△132	△871
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	5	△18	△18	△18	52
受取利息	△56	△22	△22	△22	△74
受取配当金	△3	△3	△3	△3	△10
支払利息	82	86	86	86	155
固定資産売却損益 (△は益)	0	78	78	78	△161
固定資産除却費	30	15	15	15	56
投資有価証券評価損益 (△は益)	34	22	22	22	54
投資有価証券売却損益 (△は益)	0	△4	△4	△4	△0
投資有価証券償還損益 (△は益)	△18	—	—	—	△18
持分法による投資損益 (△は益)	—	△6	△6	△6	—
売上債権の増減額 (△は増加)	4,132	12,725	12,725	12,725	△9,334
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 8,571	※2 △11,844	※2 △11,844	※2 △11,844	※2 △7,347
仕入債務の増減額 (△は減少)	△12,223	△5,628	△5,628	△5,628	△8,314
未払又は未収消費税等の増減額	654	△360	△360	△360	12
その他	163	1,711	1,711	1,711	1,033
小計	4,924	△2,083	△2,083	△2,083	△13,129
利息及び配当金の受取額	65	27	27	27	88
利息の支払額	△562	△706	△706	△706	△1,350
法人税等の支払額	△1,432	△1,712	△1,712	△1,712	△1,618
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,994	△4,475	△4,475	△4,475	△16,009

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー					
固定資産の取得による支出		△3,710		△4,768	△6,420
固定資産の売却による収入		593		1,818	711
固定資産の除却による支出		—		△13	△33
投資有価証券の取得による支出		△104		△40	△864
投資有価証券の売却による収入		102		89	112
有価証券の償還による収入		—		100	—
投資有価証券の償還による収入		150		—	800
定期預金の預入による支出		△100		△100	△100
定期預金の払戻による収入		196		200	256
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入		734		—	1,065
子会社株式の取得による支出		—		—	△8
事業譲受による収入		250		7	250
事業譲受による支出		△13		—	△13
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,901		△2,707	△4,244
財務活動によるキャッシュ・フロー					
長期借入れによる収入		9,400		7,670	34,400
長期借入金の返済による支出	※2	△36,070	※2	△4,748	※2 △41,431
リース債務の返済による支出		△13		△32	△37
道路建設関係社債発行による収入		—		—	22,543
少数株主への配当金の支払額		△5		△1	△5
その他		—		△34	△68
財務活動によるキャッシュ・フロー		△26,689		2,853	15,401
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△25,596		△4,329	△4,853
現金及び現金同等物の期首残高		34,622		29,768	34,622
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	9,026	※1	25,439	※1 29,768

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 8社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱ ㈱エイチエイチエス ㈱高速道路開発 ㈱コーベックス</p> <p>なお、㈱エイチエイチエス、㈱高速道路開発及び㈱コーベックスについては、株式取得により持分比率が増加し、中間連結財務諸表に与える重要性が増したため、当期首より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ㈱サナウイン ㈱ハイウェイ技研</p> <p>(連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 8社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱ 阪神高速技研㈱ ㈱高速道路開発 ㈱コーベックス</p> <p>なお、阪神高速技研㈱については、平成21年4月1日付で、㈱ハイウェイ技研より阪神高速技研㈱に商号変更しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 9社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱ ㈱ハイウェイ技研 ㈱エイチエイチエス ㈱高速道路開発 ㈱コーベックス</p> <p>なお、㈱エイチエイチエス、㈱高速道路開発及び㈱コーベックスについては、株式取得により持分比率が増加し、連結財務諸表に与える重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。ただし、㈱エイチエイチエスについては、平成21年3月1日付で㈱高速道路開発と合併したため、合併期日までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を連結しております。</p> <p>また、㈱ハイウェイ技研は、当連結会計年度中に株式取得により支配権を獲得したため、当連結会計年度末をみなし取得日とし、貸借対照表のみを連結しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 ㈱サナウイン</p> <p>(連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも解散決議を実施し清算手続き中のため、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (主要な会社名) 非連結子会社 (株)サナウイン (株)ハイウェイ技研 (持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 6社 関連会社の名称 (株)情報技術 (株)テクノ阪神 内外構造(株) (株)ハイウェイ管制 阪神施設工業(株) 阪神施設調査(株)</p> <p>(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社等の名称 該当事項はありません。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 6社 関連会社の名称 (株)情報技術 (株)テクノ阪神 内外構造(株) (株)ハイウェイ管制 阪神施設工業(株) 阪神施設調査(株)</p> <p>上記の関連会社6社については、当連結会計年度中に株式取得により持分比率が増加したため、当連結会計年度末より持分法適用の関連会社を含めておりません。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社 (主要な会社名) 非連結子会社 (株)サナウイン</p> <p>(持分法を適用しない理由) 非連結子会社は、いずれも解散決議を実施し清算手続き中のため、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 全ての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 (時価のあるもの) 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>②デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>③たな卸資産 評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。 仕掛道路資産 個別法を採用しております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>その他のたな卸資産 主として個別法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、主として個別法による原価法を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p> <p>これにより損益に与える影響はありません。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 (時価のあるもの) 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) (時価のないもの) 同左</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。 仕掛道路資産 個別法を採用しております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>その他のたな卸資産 主として個別法を採用しております。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 (時価のあるもの) 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) (時価のないもの) 同左</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。 仕掛道路資産 個別法を採用しております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>その他のたな卸資産 主として個別法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、主として個別法による原価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p> <p>これにより損益に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報) 機械装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当中間連結会計期間より耐用年数を変更しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p>	建物及び構築物	5～60年	機械装置及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p>	建物及び構築物	5～60年	機械装置及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>5～17年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報) 機械装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当連結会計年度より耐用年数を変更しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p>	建物及び構築物	5～60年	機械装置及び運搬具	5～17年	その他	5～10年
建物及び構築物	5～60年																			
機械装置及び運搬具	5～17年																			
その他	5～10年																			
建物及び構築物	5～60年																			
機械装置及び運搬具	5～17年																			
その他	5～10年																			
建物及び構築物	5～60年																			
機械装置及び運搬具	5～17年																			
その他	5～10年																			

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>⑥ ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>⑥ ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(4) _____</p>	<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>⑥ ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(4) _____</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(5) _____</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</p>	<p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 (会計方針の変更) 受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当中間連結会計期間より適用し、当中間連結会計期間の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 これにより、営業収益は4,426百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、それぞれ133百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(5) _____</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました「固定資産売却益」(当中間連結会計期間は△1百万円)及び「固定資産売却損」(当中間連結会計期間は0百万円)は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上するため、当中間連結会計期間より「固定資産売却損益(△は益)」として表示しております。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債44,230百万円(額面44,400百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 741,200百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 19,344百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより当中間連結会計期間において道路建設関係長期借入金が2,142百万円減少しております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債66,797百万円(額面67,000百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 597,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 17,186百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより当中間連結会計期間において道路建設関係長期借入金金が2,910百万円減少しております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債66,784百万円(額面67,000百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 624,100百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 18,265百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金金が2,142百万円減少しております。</p>
<p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は当社及び連結子会社毎に相殺のうえ、未収消費税等及び未払消費税等として表示しております。</p>	<p>※3 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>3 _____</p>
<p>※4 企業結合に係る特定勘定 当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高140百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>	<p>※4 企業結合に係る特定勘定 当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高91百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>	<p>※4 企業結合に係る特定勘定 当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高117百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																																																																																														
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当</td><td>586百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>277百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td>351百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>147百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>73百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>E T Cマイレージサー ビス引当金繰入額</td><td>725百万円</td></tr> </table> <p>※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>6百万円</td></tr> </table> <p>※5 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>計上額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">休憩所施設</td><td>建物及び構築物</td><td rowspan="2">神戸市中央区</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>(合計)</td><td></td><td></td><td>17百万円</td></tr> </tbody> </table>	給与手当	586百万円	減価償却費	277百万円	利用促進費	351百万円	賞与引当金繰入額	147百万円	退職給付費用	73百万円	役員退職慰労引当金繰入額	8百万円	E T Cマイレージサー ビス引当金繰入額	725百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	土地	0百万円	ソフトウェア	0百万円	計	1百万円	建物及び構築物	0百万円	無形固定資産その他	0百万円	計	0百万円	建物及び構築物	4百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	その他(工具、器具及び備品)	1百万円	無形固定資産その他	0百万円	計	6百万円	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物及び構築物	神戸市中央区	14百万円	その他(工具、器具及び備品)	2百万円	(合計)			17百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当</td><td>602百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>271百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td>185百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>160百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>97百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>E T Cマイレージサー ビス引当金繰入額</td><td>752百万円</td></tr> </table> <p>※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>土地</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>土地</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>79百万円</td></tr> </table> <p>※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>15百万円</td></tr> </table> <p>※5 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>計上額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">休憩所施設</td><td>建物及び構築物</td><td rowspan="2">大阪市西淀川区</td><td>112百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>(合計)</td><td></td><td></td><td>116百万円</td></tr> </tbody> </table>	給与手当	602百万円	減価償却費	271百万円	利用促進費	185百万円	賞与引当金繰入額	160百万円	退職給付費用	97百万円	役員退職慰労引当金繰入額	14百万円	E T Cマイレージサー ビス引当金繰入額	752百万円	土地	0百万円	計	0百万円	土地	79百万円	計	79百万円	建物及び構築物	13百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	その他(工具、器具及び備品)	1百万円	計	15百万円	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物及び構築物	大阪市西淀川区	112百万円	その他(工具、器具及び備品)	4百万円	(合計)			116百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>役員報酬</td><td>327百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>1,360百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>146百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>153百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>565百万円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>288百万円</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td>288百万円</td></tr> <tr><td>E T Cマイレージサー ビス引当金繰入額</td><td>1,496百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td>695百万円</td></tr> </table> <p>※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>162百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>162百万円</td></tr> </table> <p>※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>48百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>その他(無形固定資産)</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>56百万円</td></tr> </table> <p>※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>計上額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">休憩所施設</td><td>建物及び構築物</td><td rowspan="3">神戸市中央区ほか</td><td>88百万円</td></tr> <tr><td>その他(工具、器具及び備品)</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td>189百万円</td></tr> <tr><td>(合計)</td><td></td><td></td><td>280百万円</td></tr> </tbody> </table>	役員報酬	327百万円	役員退職慰労引当金繰入額	20百万円	給与手当	1,360百万円	賞与引当金繰入額	146百万円	退職給付費用	153百万円	減価償却費	565百万円	地代家賃	288百万円	租税公課	288百万円	E T Cマイレージサー ビス引当金繰入額	1,496百万円	利用促進費	695百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	土地	162百万円	ソフトウェア	0百万円	計	162百万円	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	土地	0百万円	計	0百万円	建物及び構築物	48百万円	その他(工具、器具及び備品)	5百万円	ソフトウェア	2百万円	その他(無形固定資産)	0百万円	計	56百万円	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物及び構築物	神戸市中央区ほか	88百万円	その他(工具、器具及び備品)	2百万円	建設仮勘定	189百万円	(合計)			280百万円
給与手当	586百万円																																																																																																																																																															
減価償却費	277百万円																																																																																																																																																															
利用促進費	351百万円																																																																																																																																																															
賞与引当金繰入額	147百万円																																																																																																																																																															
退職給付費用	73百万円																																																																																																																																																															
役員退職慰労引当金繰入額	8百万円																																																																																																																																																															
E T Cマイレージサー ビス引当金繰入額	725百万円																																																																																																																																																															
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																																																																																																															
土地	0百万円																																																																																																																																																															
ソフトウェア	0百万円																																																																																																																																																															
計	1百万円																																																																																																																																																															
建物及び構築物	0百万円																																																																																																																																																															
無形固定資産その他	0百万円																																																																																																																																																															
計	0百万円																																																																																																																																																															
建物及び構築物	4百万円																																																																																																																																																															
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																																																																																																															
その他(工具、器具及び備品)	1百万円																																																																																																																																																															
無形固定資産その他	0百万円																																																																																																																																																															
計	6百万円																																																																																																																																																															
用途	種類	場所	計上額																																																																																																																																																													
休憩所施設	建物及び構築物	神戸市中央区	14百万円																																																																																																																																																													
	その他(工具、器具及び備品)		2百万円																																																																																																																																																													
(合計)			17百万円																																																																																																																																																													
給与手当	602百万円																																																																																																																																																															
減価償却費	271百万円																																																																																																																																																															
利用促進費	185百万円																																																																																																																																																															
賞与引当金繰入額	160百万円																																																																																																																																																															
退職給付費用	97百万円																																																																																																																																																															
役員退職慰労引当金繰入額	14百万円																																																																																																																																																															
E T Cマイレージサー ビス引当金繰入額	752百万円																																																																																																																																																															
土地	0百万円																																																																																																																																																															
計	0百万円																																																																																																																																																															
土地	79百万円																																																																																																																																																															
計	79百万円																																																																																																																																																															
建物及び構築物	13百万円																																																																																																																																																															
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																																																																																																															
その他(工具、器具及び備品)	1百万円																																																																																																																																																															
計	15百万円																																																																																																																																																															
用途	種類	場所	計上額																																																																																																																																																													
休憩所施設	建物及び構築物	大阪市西淀川区	112百万円																																																																																																																																																													
	その他(工具、器具及び備品)		4百万円																																																																																																																																																													
(合計)			116百万円																																																																																																																																																													
役員報酬	327百万円																																																																																																																																																															
役員退職慰労引当金繰入額	20百万円																																																																																																																																																															
給与手当	1,360百万円																																																																																																																																																															
賞与引当金繰入額	146百万円																																																																																																																																																															
退職給付費用	153百万円																																																																																																																																																															
減価償却費	565百万円																																																																																																																																																															
地代家賃	288百万円																																																																																																																																																															
租税公課	288百万円																																																																																																																																																															
E T Cマイレージサー ビス引当金繰入額	1,496百万円																																																																																																																																																															
利用促進費	695百万円																																																																																																																																																															
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																																																																																																															
土地	162百万円																																																																																																																																																															
ソフトウェア	0百万円																																																																																																																																																															
計	162百万円																																																																																																																																																															
建物及び構築物	0百万円																																																																																																																																																															
機械装置及び運搬具	0百万円																																																																																																																																																															
土地	0百万円																																																																																																																																																															
計	0百万円																																																																																																																																																															
建物及び構築物	48百万円																																																																																																																																																															
その他(工具、器具及び備品)	5百万円																																																																																																																																																															
ソフトウェア	2百万円																																																																																																																																																															
その他(無形固定資産)	0百万円																																																																																																																																																															
計	56百万円																																																																																																																																																															
用途	種類	場所	計上額																																																																																																																																																													
休憩所施設	建物及び構築物	神戸市中央区ほか	88百万円																																																																																																																																																													
	その他(工具、器具及び備品)		2百万円																																																																																																																																																													
	建設仮勘定		189百万円																																																																																																																																																													
(合計)			280百万円																																																																																																																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(資産のグルーピング)</p> <p>資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。</p> <p>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</p> <p>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</p> <p>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯)</p> <p>休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p>	<p>(資産のグルーピング)</p> <p>同左</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯)</p> <p>同左</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>同左</p>	<p>(資産のグルーピング)</p> <p>同左</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯)</p> <p>同左</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>同左</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																										
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">6,397百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">2,900百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△270百万円</td> </tr> <tr> <td>担保差入預金</td> <td style="text-align: right;">△1百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,026百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	6,397百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	2,900百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△270百万円	担保差入預金	△1百万円	現金及び現金同等物	9,026百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">6,160百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">19,400百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△121百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,439百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	6,160百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	19,400百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△121百万円	現金及び現金同等物	25,439百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">29,890百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△221百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,768百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	29,890百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	100百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△221百万円	現金及び現金同等物	29,768百万円
現金及び預金勘定	6,397百万円																											
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	2,900百万円																											
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△270百万円																											
担保差入預金	△1百万円																											
現金及び現金同等物	9,026百万円																											
現金及び預金勘定	6,160百万円																											
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	19,400百万円																											
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△121百万円																											
現金及び現金同等物	25,439百万円																											
現金及び預金勘定	29,890百万円																											
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	100百万円																											
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△221百万円																											
現金及び現金同等物	29,768百万円																											
<p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額8,571百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額32,823百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△36,070百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額34,765百万円が含まれております。</p>	<p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△11,844百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額2,589百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△4,748百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額2,910百万円が含まれております。</p>	<p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△7,347百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額36,875百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△41,431百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額38,820百万円が含まれております。</p>																										

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																																
<p>(借主側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法を引続き採用しております。</p> <p>該当するものについては以下のとおりです。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="169 816 557 1247"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>48</td> <td>11</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td>140</td> <td>54</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>26</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>215</td> <td>79</td> <td>136</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="220 1284 568 1378"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>101百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>144百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1" data-bbox="220 1447 568 1541"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	48	11	37	その他(工具、器具及び備品)	140	54	86	ソフトウェア	26	13	13	合計	215	79	136	1年以内	42百万円	1年超	101百万円	合計	144百万円	支払リース料	27百万円	減価償却費相当額	22百万円	支払利息相当額	5百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における駐車場設備 (構築物) 及び事務用機器であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法</p> <p>中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="604 816 992 1247"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>48</td> <td>19</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td>122</td> <td>63</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>26</td> <td>20</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>198</td> <td>103</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="655 1284 1003 1378"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>58百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>101百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1" data-bbox="655 1447 1003 1541"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	48	19	29	その他(工具、器具及び備品)	122	63	58	ソフトウェア	26	20	6	合計	198	103	94	1年以内	42百万円	1年超	58百万円	合計	101百万円	支払リース料	26百万円	減価償却費相当額	21百万円	支払利息相当額	3百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>同左</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法</p> <p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1040 816 1428 1247"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>48</td> <td>15</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td>140</td> <td>68</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>26</td> <td>16</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>215</td> <td>100</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1091 1284 1439 1378"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>79百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>122百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1" data-bbox="1091 1447 1439 1541"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>52百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>9百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	48	15	33	その他(工具、器具及び備品)	140	68	71	ソフトウェア	26	16	9	合計	215	100	115	1年以内	43百万円	1年超	79百万円	合計	122百万円	支払リース料	52百万円	減価償却費相当額	43百万円	支払利息相当額	9百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
機械装置及び運搬具	48	11	37																																																																																															
その他(工具、器具及び備品)	140	54	86																																																																																															
ソフトウェア	26	13	13																																																																																															
合計	215	79	136																																																																																															
1年以内	42百万円																																																																																																	
1年超	101百万円																																																																																																	
合計	144百万円																																																																																																	
支払リース料	27百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	22百万円																																																																																																	
支払利息相当額	5百万円																																																																																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
機械装置及び運搬具	48	19	29																																																																																															
その他(工具、器具及び備品)	122	63	58																																																																																															
ソフトウェア	26	20	6																																																																																															
合計	198	103	94																																																																																															
1年以内	42百万円																																																																																																	
1年超	58百万円																																																																																																	
合計	101百万円																																																																																																	
支払リース料	26百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	21百万円																																																																																																	
支払利息相当額	3百万円																																																																																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
機械装置及び運搬具	48	15	33																																																																																															
その他(工具、器具及び備品)	140	68	71																																																																																															
ソフトウェア	26	16	9																																																																																															
合計	215	100	115																																																																																															
1年以内	43百万円																																																																																																	
1年超	79百万円																																																																																																	
合計	122百万円																																																																																																	
支払リース料	52百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	43百万円																																																																																																	
支払利息相当額	9百万円																																																																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">149,735百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,735,935百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,885,670百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">72百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">87百万円</td> </tr> </table>	1年以内	149,735百万円	1年超	8,735,935百万円	合計	8,885,670百万円	1年以内	14百万円	1年超	72百万円	合計	87百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">136,400百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,300,055百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,436,455百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">148百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">181百万円</td> </tr> </table>	1年以内	136,400百万円	1年超	8,300,055百万円	合計	8,436,455百万円	1年以内	32百万円	1年超	148百万円	合計	181百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">133,676百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,369,619百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,503,295百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">145百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">174百万円</td> </tr> </table>	1年以内	133,676百万円	1年超	8,369,619百万円	合計	8,503,295百万円	1年以内	29百万円	1年超	145百万円	合計	174百万円
1年以内	149,735百万円																																					
1年超	8,735,935百万円																																					
合計	8,885,670百万円																																					
1年以内	14百万円																																					
1年超	72百万円																																					
合計	87百万円																																					
1年以内	136,400百万円																																					
1年超	8,300,055百万円																																					
合計	8,436,455百万円																																					
1年以内	32百万円																																					
1年超	148百万円																																					
合計	181百万円																																					
1年以内	133,676百万円																																					
1年超	8,369,619百万円																																					
合計	8,503,295百万円																																					
1年以内	29百万円																																					
1年超	145百万円																																					
合計	174百万円																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成20年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
(1)株式	94	113	18
(2)債券			
国債・地方債等	750	750	0
社債	200	205	5
その他	725	698	△26
(3)その他	23	21	△2
合計	1,794	1,787	△6

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間連結会計期間において、時価のある有価証券の一部について減損処理を行い、投資有価証券評価損34百万円を計上しております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内訳

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1)その他有価証券	
譲渡性預金	2,800
MMF	100
合計	2,900

当中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
(1)株式	81	103	21
(2)債券			
国債・地方債等	750	753	2
社債	200	206	6
その他	514	500	△14
(3)その他	15	19	4
合計	1,562	1,584	21

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間連結会計期間において、時価のある有価証券の一部について減損処理を行い、投資有価証券評価損22百万円を計上しております。また、債券には、複合金融商品が含まれております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内訳

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1)その他有価証券	
譲渡性預金	19,300
MMF	100
非上場株式	20
合計	19,420

前連結会計年度末（平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
(1)株式	81	87	6
(2)債券			
①国債・地方債等	750	753	2
②社債	200	206	6
③その他	574	554	△19
(3)その他	15	15	0
合計	1,622	1,617	△5

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において、時価のある有価証券の一部について減損処理を行い、投資有価証券評価損54百万円及びデリバティブ評価損153百万円を計上しております。また、債券には、複合金融商品が含まれております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内訳

	連結貸借対照表計上額（百万円）
(1)その他有価証券	
譲渡性預金	100
MMF	100
非上場株式	20
合計	220

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
債券	その他のデリバティブ取引	561	552	△8
合計		561	552	△8

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提出された価格によっております。
2. デリバティブが組込まれた商品であります。
3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。
4. 契約額等については、当該複合金融商品の期首帳簿価額を表示しております。

当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
債券	その他のデリバティブ取引	530	386	△143
合計		530	386	△143

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提出された価格によっております。
2. デリバティブが組込まれた商品であります。
3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。
4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
債券	その他のデリバティブ取引	594	432	△161
合計		594	432	△161

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
2. デリバティブが組込まれた商品であります。
3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。
4. 契約額等については、当該複合金融商品の期首帳簿価額を表示しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	122,652	375	754	123,783	—	123,783
(2) セグメント間の内 部売上高	—	—	1	1	(1)	—
計	122,652	375	755	123,784	(1)	123,783
営業費用	122,250	475	479	123,206	(1)	123,205
営業利益又は営業損失 (△)	401	△100	276	577	—	577

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	82,539	4,620	989	88,150	—	88,150
(2) セグメント間の内 部売上高	—	—	4	4	(4)	—
計	82,539	4,620	994	88,155	(4)	88,150
営業費用	85,716	4,550	725	90,991	(4)	90,986
営業利益又は営業損失 (△)	△3,176	70	269	△2,836	—	△2,836

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

3. 会計方針の変更

工事契約に関する会計基準

受託事業については、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(5)に記載のとおり、当中間連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方針によった場合に比べて、売上高は4,426百万円増加し、営業利益は133百万円増加しております。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	213,467	7,408	1,543	222,419	—	222,419
(2) セグメント間の内 部売上高	—	—	2	2	△2	—
計	213,467	7,408	1,546	222,421	△2	222,419
営業費用	210,126	7,630	969	218,726	△2	218,724
営業利益又は営業損失 (△)	3,340	△221	576	3,695	—	3,695

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要な内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場の運営、不動産賃貸等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 阪神高速トール大阪㈱の事業の譲受

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱は、平成20年4月1日付で、㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイより、高速道路の料金収受業務に係る事業譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイ
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール大阪㈱

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成18年12月22日改正企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

2 阪神高速トール神戸㈱の事業の譲受

当社の連結子会社である阪神高速トール神戸㈱は、平成20年4月1日付で、㈱コーベックス及び㈱サナウインより、高速道路の料金収受業務に係る事業譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱コーベックス及び㈱サナウイン
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	㈱コーベックス及び㈱サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸㈱に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール神戸㈱

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成18年12月22日改正企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

3 阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱エイチエイチエス株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、㈱エイチエイチエスの発行済株式の一部をそれぞれ平成20年4月4日付、平成20年4月22日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった㈱エイチエイチエスは、中期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当期首より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱エイチエイチエス
相手企業の事業の内容	高速道路の料金收受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	㈱エイチエイチエスを連結子会社化し、高速道路の料金收受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	阪神高速トール大阪㈱による株式取得 平成20年4月4日 阪神高速トール神戸㈱による株式取得 平成20年4月22日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	㈱エイチエイチエス

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速トール大阪㈱ 現金 5百万円
阪神高速トール神戸㈱ 現金 2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

負ののれんの金額 345百万円
発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。
償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。

(5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針

該当事項はありません。

(6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名

該当事項はありません。

4 阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱高速道路開発株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、㈱高速道路開発の発行済株式の一部を平成20年4月1日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった㈱高速道路開発は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当期首より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱高速道路開発
相手企業の事業の内容	高速道路の料金收受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	㈱高速道路開発を連結子会社化し、高速道路の料金收受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	㈱高速道路開発

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速サービス㈱ 現金 2百万円
阪神高速トール大阪㈱ 現金 2百万円
阪神高速トール神戸㈱ 現金 2百万円

- (4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 負ののれんの金額 325百万円
 発生原因
 子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。
 償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。
- (5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針
 該当事項はありません。
- (6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
 該当事項はありません。

5 阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)による(株)コーベックス株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)が、(株)コーベックスの発行済株式の一部をそれぞれ平成20年4月1日付、平成20年4月10日付及び平成20年4月30日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった(株)コーベックスは、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当期首より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	(株)コーベックス
相手企業の事業の内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	(株)コーベックスを連結子会社化し、高速道路の料金収受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	阪神高速トール大阪(株)による株式取得 平成20年4月1日 阪神高速トール神戸(株)による株式取得 平成20年4月10日及び平成20年4月30日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	(株)コーベックス

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速トール大阪(株) 現金 2百万円
 阪神高速トール神戸(株) 現金 2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

負ののれんの金額 298百万円
 発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。
 償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。

(5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針

該当事項はありません。

(6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名

該当事項はありません。

6 ㈱高速道路開発の事業の譲受

㈱高速道路開発は、平成20年5月1日付で、㈱ベイフレンドより旅行事業の譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱ベイフレンド
取得した事業の内容	国内旅行商品及び海外旅行商品の販売
企業結合を行った主な理由	㈱ベイフレンドの解散に伴い、同社の旅行事業を譲り受けることにより、今後の業績の拡大と当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年5月1日
企業結合の法的形式	㈱ベイフレンドから当社連結子会社である㈱高速道路開発に対する事業譲渡
結合後企業の名称	㈱高速道路開発

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 阪神高速トール大阪㈱の事業の譲受

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱は、平成20年4月1日付で、㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイより、高速道路の料金收受業務に係る事業譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイ
取得した事業の内容	高速道路の料金收受業務
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール大阪㈱

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

2 阪神高速トール神戸㈱の事業の譲受

当社の連結子会社である阪神高速トール神戸㈱は、平成20年4月1日付で、㈱コーバックス及び㈱サナウインより、高速道路の料金收受業務に係る事業譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱コーバックス及び㈱サナウイン
取得した事業の内容	高速道路の料金收受業務
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金收受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	㈱コーバックス及び㈱サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸㈱に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール神戸㈱

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

3 阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱エイチエイチエスの取得

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、㈱エイチエイチエスの発行済株式の一部をそれぞれ平成20年4月4日付、平成20年4月22日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった㈱エイチエイチエスは、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱エイチエイチエス
相手企業の事業の内容	高速道路の料金收受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	㈱エイチエイチエスを連結子会社化し、高速道路の料金收受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	阪神高速トール大阪㈱による株式取得 平成20年4月4日 阪神高速トール神戸㈱による株式取得 平成20年4月22日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	㈱エイチエイチエス

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速トール大阪㈱ 現金 5百万円

阪神高速トール神戸㈱ 現金 2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

負ののれん 345百万円

発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。

償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。

(5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針

該当事項はありません。

(6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名

該当事項はありません。

4 阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱高速道路開発株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、㈱高速道路開発の発行済株式の一部を平成20年4月1日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった㈱高速道路開発は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱高速道路開発
相手企業の事業の内容	高速道路の料金收受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	㈱高速道路開発を連結子会社化し、高速道路の料金收受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	㈱高速道路開発

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

- (3) 株式取得における取得原価及びその内訳
 阪神高速サービス(株) 現金 2百万円
 阪神高速トール大阪(株) 現金 2百万円
 阪神高速トール神戸(株) 現金 2百万円
- (4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 負ののれん金額 325百万円
 発生原因
 子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。
 償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。
- (5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針
 該当事項はありません。
- (6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
 該当事項はありません。

5 阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)による(株)コーベックス株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)が、(株)コーベックスの発行済株式の一部をそれぞれ平成20年4月1日付、平成20年4月10日付及び平成20年4月30日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった(株)コーベックスは、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	(株)コーベックス
相手企業の事業の内容	高速道路の料金收受業務に係る人材派遣事業
取引の目的	(株)コーベックスを連結子会社化し、高速道路の料金收受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	阪神高速トール大阪(株)による株式取得 平成20年4月1日 阪神高速トール神戸(株)による株式取得 平成20年4月10日及び平成20年4月30日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	(株)コーベックス

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

- (3) 株式取得における取得原価及びその内訳
 阪神高速トール大阪(株) 現金 2百万円
 阪神高速トール神戸(株) 現金 2百万円
- (4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 負ののれん金額 298百万円
 発生原因
 子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。
 償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。
- (5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針
 該当事項はありません。
- (6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
 該当事項はありません。

6 ㈱高速道路開発の事業の譲受

㈱高速道路開発は、平成20年5月1日付で、㈱ベイフレンドより旅行事業の譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱ベイフレンド
取得した事業の内容	国内旅行商品及び海外旅行商品の販売
企業結合を行った主な理由	㈱ベイフレンドの解散に伴い、同社の旅行事業を譲り受けることにより、今後の業績の拡大と当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年5月1日
企業結合の法的形式	㈱ベイフレンドから当社連結子会社である㈱高速道路開発に対する事業譲渡
結合後企業の名称	㈱高速道路開発

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

7 阪神高速技術㈱による㈱ハイウェイ技研株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速技術㈱が、㈱ハイウェイ技研の発行済株式の一部を平成20年7月2日付で取得しております。

また、同社は、平成21年2月に自己株式を取得したことにより、当社グループの持分比率が高まったため、当連結会計年度末をみなし取得日とし、貸借対照表のみを連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱ハイウェイ技研
取得した事業の内容	高速道路の維持修繕業務に関する調査・設計等
取引の目的	㈱ハイウェイ技研を連結子会社化し、高速道路の維持修繕業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
企業結合日	平成20年7月2日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	㈱ハイウェイ技研（注）
取得した議決権比率	14.1%

（注）平成21年4月1日に商号を阪神高速技研㈱に変更しております。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度末をみなし取得日としているため、連結財務諸表には被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 取得企業の取得原価及びその内訳

現金 2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

本株式取得による支配権獲得により、次のとおり負ののれんが発生しております。

負ののれん金額 171百万円

発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。

償却方法及び期間 5年間で均等償却することとしております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

本株式所得等により、受け入れた資産及び引き受けた負債は次のとおりであります。

①資産の額	
流動資産	479百万円
固定資産	70百万円
合計	550百万円
②負債の額	
流動負債	96百万円
固定負債（負ののれんを含む）	313百万円
合計	409百万円

(6) 取得原価のうち研修開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
該当事項はありません。

(7) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす概算額

売上高	315百万円
営業利益	△26百万円
経常利益	△23百万円
税金等調整前当期純利益	24百万円
当期純利益	24百万円

(概算額の算定方法)

上記の概算額は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度の被取得企業の損益計算書の金額によっております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,363.68円 1株当たり中間純利益 金額 72.36円	1株当たり純資産額 1,344.24円 1株当たり中間純損失 金額 128.03円	1株当たり純資産額 1,471.81円 1株当たり当期純利益 金額 180.24円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
中間(当期)純利益又は中間純損失 (△) (百万円)	1,447	△2,560	3,604
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 又は普通株式に係る中間純損失 (△) (百万円)	1,447	△2,560	3,604
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000	20,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	3,192	2,647	26,722
高速道路事業営業未収入金	14,230	13,623	27,129
未収入金	100	1,188	2,644
未収還付法人税等	28	24	—
未収消費税等	—	※3 220	34
有価証券	2,600	19,300	—
仕掛道路資産	129,703	157,107	145,594
貯蔵品	134	130	144
受託業務前払金	15,716	14,012	11,109
前払費用	155	150	18
繰延税金資産	—	92	—
その他	482	386	579
貸倒引当金	△9	△11	△75
流動資産合計	166,334	208,872	213,900
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	949	957	956
減価償却累計額	△129	△168	△148
建物(純額)	819	789	808
構築物	15,621	15,752	15,626
減価償却累計額	△2,232	△3,086	△2,658
構築物(純額)	13,388	12,665	12,967
機械及び装置	29,497	34,630	35,314
減価償却累計額	△8,082	△11,507	△10,001
機械及び装置(純額)	21,414	23,123	25,312
車両運搬具	502	550	522
減価償却累計額	△335	△420	△379
車両運搬具(純額)	166	129	142
工具、器具及び備品	245	295	282
減価償却累計額	△175	△203	△187
工具、器具及び備品(純額)	69	92	94
建設仮勘定	1,090	1,855	996
有形固定資産合計	36,951	38,655	40,321
無形固定資産			
ソフトウェア	364	276	313
その他	21	21	25
無形固定資産合計	386	297	338
高速道路事業固定資産合計	37,337	38,953	40,660
関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	133	103	107
減価償却累計額	△101	△91	△94
建物(純額)	32	12	12
構築物	437	14	14
減価償却累計額	△178	△4	△3
構築物(純額)	258	10	11

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
機械及び装置	19	—	—
減価償却累計額	△6	—	—
機械及び装置 (純額)	13	—	—
車両運搬具	—	1	—
減価償却累計額	—	△1	—
車両運搬具 (純額)	—	0	—
工具、器具及び備品	76	6	6
減価償却累計額	△42	△6	△6
工具、器具及び備品 (純額)	33	0	0
土地	1,276	1,276	1,276
建設仮勘定	33	15	3
有形固定資産合計	1,646	1,315	1,304
関連事業固定資産合計	1,646	1,315	1,304
各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	3,206	3,438	3,407
減価償却累計額	△437	△584	△506
建物 (純額)	2,768	2,854	2,901
構築物	57	59	59
減価償却累計額	△14	△18	△16
構築物 (純額)	43	40	42
車両運搬具	11	11	11
減価償却累計額	△6	△8	△7
車両運搬具 (純額)	4	2	3
工具、器具及び備品	126	226	202
減価償却累計額	△31	△54	△41
工具、器具及び備品 (純額)	94	171	161
土地	2,995	2,995	2,995
建設仮勘定	64	366	203
有形固定資産合計	5,972	6,432	6,309
無形固定資産			
ソフトウェア	2,151	1,296	1,745
その他	9	0	0
無形固定資産合計	2,160	1,296	1,746
各事業共用固定資産合計	8,132	7,728	8,055
その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	918	858	858
有形固定資産合計	918	858	858
その他の固定資産合計	918	858	858
投資その他の資産			
その他の投資等	657	984	898
貸倒引当金	△53	△110	△45
投資その他の資産合計	603	874	852
固定資産合計	48,638	49,730	51,732
資産合計	※1 214,973	※1 258,602	※1 265,632

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	14,418	13,804	22,921
1年以内返済予定長期借入金	2,611	4,983	3,677
未払金	284	2,256	851
未払費用	547	715	539
未払法人税等	107	90	1,368
未払消費税等	※3 708	—	—
受託業務前受金	16,051	14,622	12,364
前受金	1,107	834	1,012
預り金	53	869	984
賞与引当金	880	878	796
回数券払戻引当金	785	552	684
その他	18	37	37
流動負債合計	37,575	39,645	45,240
固定負債			
道路建設関係社債	※1 44,230	※1 66,797	※1 66,784
道路建設関係長期借入金	84,706	102,411	97,651
その他の長期借入金	3,916	6,400	9,544
繰延税金負債	108	108	108
受入保証金	86	38	38
退職給付引当金	16,769	16,834	16,928
役員退職慰労引当金	30	42	36
ETCマイレージサービス引当金	725	752	771
その他	510	442	476
固定負債合計	151,083	193,828	192,339
負債合計	188,659	233,473	237,580
純資産の部			
株主資本			
資本金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金			
資本準備金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000	10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮特別勘定積立金	158	158	158
高速道路事業別途積立金	4,758	7,791	4,758
関連事業別途積立金	3	3	3
繰越利益剰余金	1,394	△2,824	3,132
利益剰余金合計	6,314	5,128	8,052
株主資本合計	26,314	25,128	28,052
純資産合計	26,314	25,128	28,052
負債・純資産合計	214,973	258,602	265,632

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前事業年度の要約 損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
高速道路事業営業損益					
営業収益					
料金収入	86,959		77,374		170,373
道路資産完成高	32,823		2,589		36,875
その他の売上高	2,443		2,276		5,243
営業収益合計	122,227		82,240		212,492
営業費用					
道路資産賃借料	70,274		63,657		131,399
道路資産完成原価	32,823		2,589		36,875
管理費用	18,644		19,357		40,918
営業費用合計	121,742		85,604		209,192
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	484		△3,363		3,299
関連事業営業損益					
営業収益					
受託業務収入	375		4,620		7,408
駐車場事業収入	322		253		620
休憩所等事業収入	69		40		119
その他営業事業収入	42		236		89
営業収益合計	809		5,150		8,237
営業費用					
受託業務事業費	475		4,549		7,632
駐車場事業費	119		86		212
休憩所等事業費	116		53		170
その他営業事業費	31		207		96
営業費用合計	743		4,897		8,111
関連事業営業利益	66		253		126
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	551		△3,110		3,425
営業外収益	※1 200		※1 344		※1 615
営業外費用	※2 98		※2 93		※2 310
経常利益又は経常損失 (△)	653		△2,859		3,730
特別利益	※3 754		※3 121		※3 1,000
特別損失	※4, ※5 17		※4, ※5 210		※4, ※5 316
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	1,389		△2,947		4,414
法人税、住民税及び事業税	10		9		1,008
過年度法人税等	—		58		288
法人税等調整額	—		△92		—
法人税等合計	10		△24		1,297
中間純利益又は中間純損失 (△)	1,379		△2,923		3,117

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮特別勘定積立金			
前期末残高	158	158	158
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	158	158	158
高速道路事業別途積立金			
前期末残高	1,921	4,758	1,921
当中間期変動額			
別途積立金の積立	2,836	3,033	2,836
当中間期変動額合計	2,836	3,033	2,836
当中間期末残高	4,758	7,791	4,758
関連事業別途積立金			
前期末残高	3	3	3
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	3	3	3
繰越利益剰余金			
前期末残高	2,851	3,132	2,851
当中間期変動額			
別途積立金の積立	△2,836	△3,033	△2,836
中間純利益又は中間純損失(△)	1,379	△2,923	3,117
当中間期変動額合計	△1,456	△5,956	280
当中間期末残高	1,394	△2,824	3,132
利益剰余金合計			
前期末残高	4,934	8,052	4,934
当中間期変動額			
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益又は中間純損失(△)	1,379	△2,923	3,117
当中間期変動額合計	1,379	△2,923	3,117
当中間期末残高	6,314	5,128	8,052

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	24,934	28,052	24,934
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	1,379	△2,923	3,117
当中間期変動額合計	1,379	△2,923	3,117
当中間期末残高	26,314	25,128	28,052
純資産合計			
前期末残高	24,934	28,052	24,934
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	1,379	△2,923	3,117
当中間期変動額合計	1,379	△2,923	3,117
当中間期末残高	26,314	25,128	28,052

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。 (1) 仕掛道路資産 個別法を採用しております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (2) 貯蔵品 主として個別法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、主として個別法による原価法を採用していましたが、当中間会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 これにより損益に与える影響はありません。</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。 (1) 仕掛道路資産 個別法を採用しております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (2) 貯蔵品 主として個別法を採用しております。</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。 (1) 仕掛道路資産 個別法を採用しております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (2) 貯蔵品 主として個別法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、主として個別法による原価法を採用していましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 これにより損益に与える影響はありません。</p>
<p>3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 5～60年 機械及び装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 5～60年 機械及び装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 5～60年 機械及び装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(追加情報) 機械装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当中間会計期間より耐用年数を変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(追加情報) 機械及び装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当事業年度より耐用年数を変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌年から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末支給額を計上しております。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌年から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給額を計上しております。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>5 リース取引の処理方法 リース取引に関する会計基準の改正適用 初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>5</p>	<p>5</p>
<p>6</p>	<p>6 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 (会計方針の変更) 受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当中間会計期間より適用し、当中間会計期間の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 これにより、営業収益は4,426百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は、それぞれ133百万円減少しております。</p>	<p>6</p>
<p>7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</p>	<p>7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>7 その他財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 同左 ② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これにより損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これにより損益に与える影響はありません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債44,230百万円(額面44,400百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 741,200百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 19,344百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,142百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債66,797百万円(額面67,000百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 597,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 17,186百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,910百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債66,784百万円(額面67,000百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 624,100百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 18,265百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,142百万円減少しております。</p> <p>3 _____</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																																																																		
<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">受取配当金</td><td style="text-align: right;">110百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息</td><td style="text-align: right;">30百万円</td></tr> <tr><td>受取利息</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> <tr><td>土地物件貸付料</td><td style="text-align: right;">23百万円</td></tr> <tr><td>原因者負担収入</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>寄付金収入</td><td style="text-align: right;">11百万円</td></tr> </table> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">支払利息</td><td style="text-align: right;">82百万円</td></tr> <tr><td>偽造ハイウェイカード 損失</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> </table> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産売却益(土地)</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>回数券払戻引当金戻入 額</td><td style="text-align: right;">753百万円</td></tr> </table> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産売却損(構築物)</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>固定資産除却費(構築物 等)</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">17百万円</td></tr> </table> <p>※5 減損損失</p> <p>当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>計上額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">休憩所施設(関連事業固定資産)</td><td>建物</td><td rowspan="2">神戸市中央区</td><td style="text-align: right;">14百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(合計)</td><td style="text-align: right;">17百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(資産のグルーピング)</p> <p>資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。</p> <p>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</p> <p>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</p> <p>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</p>	受取配当金	110百万円	有価証券利息	30百万円	受取利息	6百万円	土地物件貸付料	23百万円	原因者負担収入	3百万円	寄付金収入	11百万円	支払利息	82百万円	偽造ハイウェイカード 損失	1百万円	固定資産売却益(土地)	0百万円	回数券払戻引当金戻入 額	753百万円	固定資産売却損(構築物)	0百万円	固定資産除却費(構築物 等)	0百万円	減損損失	17百万円	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設(関連事業固定資産)	建物	神戸市中央区	14百万円	工具、器具及び備品	2百万円	(合計)			17百万円	<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">受取配当金</td><td style="text-align: right;">107百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息</td><td style="text-align: right;">13百万円</td></tr> <tr><td>受取利息</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>土地物件貸付料</td><td style="text-align: right;">23百万円</td></tr> <tr><td>原因者負担収入</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>寄付金収入</td><td style="text-align: right;">141百万円</td></tr> <tr><td>違約金収入</td><td style="text-align: right;">22百万円</td></tr> </table> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">支払利息</td><td style="text-align: right;">88百万円</td></tr> <tr><td>偽造ハイウェイカード 損失</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> </table> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産売却益(土地)</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>回数券払戻引当金戻入 額</td><td style="text-align: right;">121百万円</td></tr> </table> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産売却損(土地)</td><td style="text-align: right;">79百万円</td></tr> <tr><td>固定資産除却費(建物等)</td><td style="text-align: right;">13百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">116百万円</td></tr> </table> <p>※5 減損損失</p> <p>当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>計上額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">休憩所施設</td><td>建物</td><td rowspan="3">大阪市西淀川区</td><td style="text-align: right;">111百万円</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">4百万円</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(合計)</td><td style="text-align: right;">116百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(資産のグルーピング)</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	受取配当金	107百万円	有価証券利息	13百万円	受取利息	3百万円	土地物件貸付料	23百万円	原因者負担収入	7百万円	寄付金収入	141百万円	違約金収入	22百万円	支払利息	88百万円	偽造ハイウェイカード 損失	1百万円	固定資産売却益(土地)	0百万円	回数券払戻引当金戻入 額	121百万円	固定資産売却損(土地)	79百万円	固定資産除却費(建物等)	13百万円	減損損失	116百万円	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物	大阪市西淀川区	111百万円	構築物	1百万円	工具、器具及び備品	4百万円	(合計)			116百万円	<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">受取配当金</td><td style="text-align: right;">110百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息</td><td style="text-align: right;">34百万円</td></tr> <tr><td>受取利息</td><td style="text-align: right;">8百万円</td></tr> <tr><td>土地物件貸付料</td><td style="text-align: right;">48百万円</td></tr> <tr><td>原因者負担収入</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> <tr><td>寄付金収入</td><td style="text-align: right;">305百万円</td></tr> <tr><td>違約金収入</td><td style="text-align: right;">69百万円</td></tr> </table> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">支払利息</td><td style="text-align: right;">155百万円</td></tr> <tr><td>偽造ハイウェイカード 損失</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>寄付金</td><td style="text-align: right;">143百万円</td></tr> </table> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産売却益(土地)</td><td style="text-align: right;">162百万円</td></tr> <tr><td>回数券払戻引当金戻入 額</td><td style="text-align: right;">838百万円</td></tr> </table> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">固定資産売却損(構築物)</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>固定資産除却費(建物 等)</td><td style="text-align: right;">36百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">280百万円</td></tr> </table> <p>※5 減損損失</p> <p>当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>計上額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="4">休憩所施設</td><td>建物</td><td rowspan="4">神戸市中央区ほか</td><td style="text-align: right;">88百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td style="text-align: right;">189百万円</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">(合計)</td><td style="text-align: right;">280百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(資産のグルーピング)</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	受取配当金	110百万円	有価証券利息	34百万円	受取利息	8百万円	土地物件貸付料	48百万円	原因者負担収入	10百万円	寄付金収入	305百万円	違約金収入	69百万円	支払利息	155百万円	偽造ハイウェイカード 損失	2百万円	寄付金	143百万円	固定資産売却益(土地)	162百万円	回数券払戻引当金戻入 額	838百万円	固定資産売却損(構築物)	0百万円	固定資産除却費(建物 等)	36百万円	減損損失	280百万円	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物	神戸市中央区ほか	88百万円	工具、器具及び備品	2百万円	建設仮勘定	189百万円	(合計)			280百万円
受取配当金	110百万円																																																																																																																																			
有価証券利息	30百万円																																																																																																																																			
受取利息	6百万円																																																																																																																																			
土地物件貸付料	23百万円																																																																																																																																			
原因者負担収入	3百万円																																																																																																																																			
寄付金収入	11百万円																																																																																																																																			
支払利息	82百万円																																																																																																																																			
偽造ハイウェイカード 損失	1百万円																																																																																																																																			
固定資産売却益(土地)	0百万円																																																																																																																																			
回数券払戻引当金戻入 額	753百万円																																																																																																																																			
固定資産売却損(構築物)	0百万円																																																																																																																																			
固定資産除却費(構築物 等)	0百万円																																																																																																																																			
減損損失	17百万円																																																																																																																																			
用途	種類	場所	計上額																																																																																																																																	
休憩所施設(関連事業固定資産)	建物	神戸市中央区	14百万円																																																																																																																																	
	工具、器具及び備品		2百万円																																																																																																																																	
(合計)			17百万円																																																																																																																																	
受取配当金	107百万円																																																																																																																																			
有価証券利息	13百万円																																																																																																																																			
受取利息	3百万円																																																																																																																																			
土地物件貸付料	23百万円																																																																																																																																			
原因者負担収入	7百万円																																																																																																																																			
寄付金収入	141百万円																																																																																																																																			
違約金収入	22百万円																																																																																																																																			
支払利息	88百万円																																																																																																																																			
偽造ハイウェイカード 損失	1百万円																																																																																																																																			
固定資産売却益(土地)	0百万円																																																																																																																																			
回数券払戻引当金戻入 額	121百万円																																																																																																																																			
固定資産売却損(土地)	79百万円																																																																																																																																			
固定資産除却費(建物等)	13百万円																																																																																																																																			
減損損失	116百万円																																																																																																																																			
用途	種類	場所	計上額																																																																																																																																	
休憩所施設	建物	大阪市西淀川区	111百万円																																																																																																																																	
	構築物		1百万円																																																																																																																																	
	工具、器具及び備品		4百万円																																																																																																																																	
(合計)			116百万円																																																																																																																																	
受取配当金	110百万円																																																																																																																																			
有価証券利息	34百万円																																																																																																																																			
受取利息	8百万円																																																																																																																																			
土地物件貸付料	48百万円																																																																																																																																			
原因者負担収入	10百万円																																																																																																																																			
寄付金収入	305百万円																																																																																																																																			
違約金収入	69百万円																																																																																																																																			
支払利息	155百万円																																																																																																																																			
偽造ハイウェイカード 損失	2百万円																																																																																																																																			
寄付金	143百万円																																																																																																																																			
固定資産売却益(土地)	162百万円																																																																																																																																			
回数券払戻引当金戻入 額	838百万円																																																																																																																																			
固定資産売却損(構築物)	0百万円																																																																																																																																			
固定資産除却費(建物 等)	36百万円																																																																																																																																			
減損損失	280百万円																																																																																																																																			
用途	種類	場所	計上額																																																																																																																																	
休憩所施設	建物	神戸市中央区ほか	88百万円																																																																																																																																	
	工具、器具及び備品		2百万円																																																																																																																																	
	建設仮勘定		189百万円																																																																																																																																	
	(合計)			280百万円																																																																																																																																

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
<p>(減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p> <p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,435百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>499百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,435百万円	無形固定資産	499百万円	<p>(減損損失を認識するに至った経緯) 同左</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 同左</p> <p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,886百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>512百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,886百万円	無形固定資産	512百万円	<p>(減損損失を認識するに至った経緯) 同左</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 同左</p> <p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,968百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1,005百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	4,968百万円	無形固定資産	1,005百万円
有形固定資産	2,435百万円													
無形固定資産	499百万円													
有形固定資産	2,886百万円													
無形固定資産	512百万円													
有形固定資産	4,968百万円													
無形固定資産	1,005百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																				
<p>(借主側)</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法を引続き採用しております。</p> <p>該当するものについては以下のとおりです。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="169 607 555 967"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用工具、器具及び備品</td> <td>24</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>各事業共用ソフトウェア</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="220 1000 566 1098"> <tr> <td>1年以内</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table data-bbox="220 1164 566 1262"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	各事業共用工具、器具及び備品	24	12	12	各事業共用ソフトウェア	22	11	11	合計	47	23	23	1年以内	12百万円	1年超	16百万円	合計	28百万円	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	3百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="603 607 989 967"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用工具、器具及び備品</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>各事業共用ソフトウェア</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>35</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="654 1000 1000 1098"> <tr> <td>1年以内</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table data-bbox="654 1164 1000 1262"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	各事業共用工具、器具及び備品	24	18	6	各事業共用ソフトウェア	22	17	5	合計	47	35	11	1年以内	16百万円	1年超	—	合計	16百万円	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	2百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1037 607 1423 967"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用工具、器具及び備品</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>各事業共用ソフトウェア</td> <td>22</td> <td>14</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>29</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table data-bbox="1088 1000 1434 1098"> <tr> <td>1年以内</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table data-bbox="1088 1164 1434 1262"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	各事業共用工具、器具及び備品	24	15	9	各事業共用ソフトウェア	22	14	8	合計	47	29	17	1年以内	14百万円	1年超	8百万円	合計	22百万円	支払リース料	18百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	6百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																			
各事業共用工具、器具及び備品	24	12	12																																																																																			
各事業共用ソフトウェア	22	11	11																																																																																			
合計	47	23	23																																																																																			
1年以内	12百万円																																																																																					
1年超	16百万円																																																																																					
合計	28百万円																																																																																					
支払リース料	9百万円																																																																																					
減価償却費相当額	5百万円																																																																																					
支払利息相当額	3百万円																																																																																					
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																			
各事業共用工具、器具及び備品	24	18	6																																																																																			
各事業共用ソフトウェア	22	17	5																																																																																			
合計	47	35	11																																																																																			
1年以内	16百万円																																																																																					
1年超	—																																																																																					
合計	16百万円																																																																																					
支払リース料	9百万円																																																																																					
減価償却費相当額	5百万円																																																																																					
支払利息相当額	2百万円																																																																																					
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																			
各事業共用工具、器具及び備品	24	15	9																																																																																			
各事業共用ソフトウェア	22	14	8																																																																																			
合計	47	29	17																																																																																			
1年以内	14百万円																																																																																					
1年超	8百万円																																																																																					
合計	22百万円																																																																																					
支払リース料	18百万円																																																																																					
減価償却費相当額	11百万円																																																																																					
支払利息相当額	6百万円																																																																																					
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table data-bbox="236 1720 566 1819"> <tr> <td>1年以内</td> <td>149,735百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,735,935百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,885,670百万円</td> </tr> </table>	1年以内	149,735百万円	1年超	8,735,935百万円	合計	8,885,670百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table data-bbox="667 1720 997 1819"> <tr> <td>1年以内</td> <td>136,400百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,300,055百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,436,455百万円</td> </tr> </table>	1年以内	136,400百万円	1年超	8,300,055百万円	合計	8,436,455百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table data-bbox="1104 1720 1434 1819"> <tr> <td>1年以内</td> <td>133,676百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,369,619百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,503,295百万円</td> </tr> </table>	1年以内	133,676百万円	1年超	8,369,619百万円	合計	8,503,295百万円																																																																		
1年以内	149,735百万円																																																																																					
1年超	8,735,935百万円																																																																																					
合計	8,885,670百万円																																																																																					
1年以内	136,400百万円																																																																																					
1年超	8,300,055百万円																																																																																					
合計	8,436,455百万円																																																																																					
1年以内	133,676百万円																																																																																					
1年超	8,369,619百万円																																																																																					
合計	8,503,295百万円																																																																																					

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされており。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされており。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p>

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

前事業年度末 (平成21年3月31日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,315.72円	1株当たり純資産額 1,256.44円	1株当たり純資産額 1,402.60円
1株当たり中間純利益 金額 68.98円	1株当たり中間純損失 金額 146.16円	1株当たり当期純利益 金額 155.86円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
中間(当期)純利益又は中間純損失 (△)(百万円)	1,379	△2,923	3,117
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益又 は普通株式に係る中間純損失(△) (百万円)	1,379	△2,923	3,117
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000	20,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第4期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

平成21年6月26日
近畿財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度（第4期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の
有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

平成21年7月1日
近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回から第3回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）までには保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- （注）1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

〈対象となる社債〉

（平成21年9月30日現在）

銘柄	発行年月日	発行価額又は売出価格の総額（百万円）	上場金融商品取引所又は登録許可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年3月15日	4,997	非上場
阪神高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年2月28日	9,999	非上場
阪神高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年2月26日	14,997	非上場

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成21年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成21年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成21年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,855,290百万円
政府出資金	3,644,563百万円
地方公共団体出資金	1,210,727百万円
II 資本剰余金	846,938百万円
資本剰余金	31百万円
民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△1,964百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	1,405,294百万円
純資産合計	7,107,523百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
(ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 民営化関係法施行法
- (vi) 高速道路会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のため基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を当中間連結会計期間より適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を当中間会計期間より適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本有価証券届出書により募集を予定している阪神高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）（以下「本社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については、前記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第4期）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析（1）財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

有価証券届出書提出日（平成22年1月27日）現在の機構の概要は下記のとおりです。

- | | |
|---------|------------------------|
| ① 名称 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 |
| ② 設立根拠法 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法 |

③ 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。

④ 役員

機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、有価証券届出書提出日（平成22年1月27日）現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成21年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,855,290百万円
政府出資金	3,644,563百万円
地方公共団体出資金	1,210,727百万円
II 資本剰余金	846,938百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△1,964百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	1,405,294百万円
純資産合計	7,107,523百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務

- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第4期）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については同「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

